

名勝九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園 保存活用計画



令和5年(2023)3月
佐賀県

名勝九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園
保存活用計画

令和 5 年（2023）3 月
佐賀県



九年庵庭園 建物全景（左方が北）



九年庵庭園主屋（西南側より）



主屋座敷の縁側と平庭



秋の一般公開の様子（令和3年11月）

序

名勝九年庵（旧伊丹別邸）庭園は佐賀県神埼市に所在する近代庭園です。仁比山神社の神宮寺であった近世寺院仁比山護国寺跡に、近代佐賀の大実業家、伊丹彌太郎氏により明治 33 年から約 9 年間の歳月をかけて築庭されました。

伊丹氏は近代佐賀において、深川家や古賀家とともに地方財閥御三家と呼ばれた実業家で、金融業をはじめ、鉄道事業や水産業を手掛け、電気株式会社の設立、港湾整備などインフラ整備にも尽力しました。九年庵庭園の南方眼下に広がる佐賀平野、筑後平野にこの鉄道と港を眺めることができたことも、伊丹氏がこの土地を求めた理由と伝わっています。大正 6 年 5 月には、佐賀へ帰郷した大隈重信を九年庵に招き歓迎会を催すなど、九年庵庭園は伊丹氏にとって客人をもてなす迎賓施設でもありました。

九年庵庭園は昭和 35 年より、福岡県久留米市在住で、後の「月星ゴム」の創始者、倉田泰蔵氏の所有・管理するところとなり、庭園の造作と家屋の一部を新築するなどの改修が行われています。その後、昭和 58 年に倉田家から佐賀県の所有となり、近世寺院の歴史の跡を継承し、明治時代の特色を持つ庭園と建築が共に保存されていると共に、周囲の自然環境・自然景観と一体となって維持されている点が評価され、平成 7 年 2 月に国の名勝に指定されました。

庭園は丘陵部の斜面地を石垣によって上下二段に造成された敷地に、主屋、門、茶室、苔庭、南北に連なる二段の池庭、景石、滝石組を設ける平庭が巧みに配置されていました。また、上段庭園に配された主屋は数寄屋造の意匠からなり、上質の素材を用いつつ、周囲の自然に馴染む造作・意匠が配慮されるなど、明治期の数寄屋建築として貴重なものです。さらに、庭園西側の山林部はシイ類からなる天然林の姿を残しつつも、林間を回遊するための園路が巡らされており、平庭と一体となって庭園空間を構成しています。

庭園は現在、モミジの名所として広く親しまれ、毎年春と秋の一般公開では県内外から多くの来園者が訪れています。しかし、公開期間が限定的であることから、より多くの方々に向けての活用が求められています。また、伊丹氏の築庭から約 120 年を経ているほか、近年の異常気象の影響からも、庭園・建物・山林に傷みがみられ、早急かつ適切な保存修理が必要となっています。

本書は九年庵庭園の本質的価値を守りながら保存修理を進めていくと共に、地域の歴史遺産としてより積極的に活用していくため、その基本となる方針、基準、運営等の仕組みを定めるものです。本計画が九年庵庭園の保存活用を推進していくうえでの指針となることを願ってやみません。

最後になりましたが、本計画策定までご指導をいただきました名勝九年庵庭園保存活用計画策定委員会の委員各位並びに文化庁、そして名勝九年庵庭園の保存・活用にご協力を賜りました神埼市をはじめ関係の皆様には厚くお礼申し上げます。

令和 5 年 (2023) 3 月

佐賀県地域交流部文化・観光局長

例 言

- 1 本書は、佐賀県神埼市に所在する名勝九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園の保存活用計画（以下、「本計画」という。）である。
- 2 本計画の策定事業は、令和3年（2021）度より、佐賀県地域交流部文化・スポーツ交流局文化課文化財保護室、令和4年（2022）度より佐賀県地域交流部文化・観光局文化課が主体となり実施した。
- 3 本計画の策定にあたり、名勝「九年庵庭園」保存活用計画策定委員会から指導・助言を得た（詳細は本計画「第1章 沿革と目的 4. 検討体制と経過」参照）。また、文化庁文化財第二課の指導と助言を受けた。
- 4 本計画の策定にあたっては、文化庁の定める「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（平成31年（2019）3月4日、文化庁）及び「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」（平成27年（2015）3月、文化庁文化財部記念物課）を参考に内容を検討した。
- 5 図の出典及び所蔵は、その図を掲載している頁に記載する。記載のないものは本事業で作成したものである。
- 6 本計画内の資料の提供は、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所（以下、「奈良文化財研究所」という。）の御協力を得た。
- 7 本計画の策定に係る業務は、佐賀県地域交流部文化・観光局が担当し、名勝九年庵庭園保存活用計画策定支援業務を株式会社都市環境研究所九州事務所に委託した。
- 8 本書は令和4年度（2022）に策定した本計画について、令和5年度（2023）に印刷刊行するものである。

目次

第1章 沿革と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

1. 計画策定の沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 計画の対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 検討体制と経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
5. 関連計画と関連法令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
6. 計画の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第2章 名勝九年庵の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

1. 名勝九年庵を取り巻く環境・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
2. 名勝九年庵の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

第3章 名勝九年庵の文化財としての価値・・・・・・・・・・ 30

1. 名勝九年庵の価値の明示・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
2. 構成要素の分類の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
3. 地区区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
4. 構成要素の抽出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

第4章 保存活用の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

1. 保存管理の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
2. 活用の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
3. 防災の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
4. 整備の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
5. 運営体制の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

第5章 保存活用の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57

第6章 保存管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

1. 方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
2. 保存管理の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
3. 現状変更の取り扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99
4. 文化財の保存管理に関する法令及び手続き・・・・ 99

第7章 活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 102

1. 方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 102

2. 活用の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103

第8章 防災・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105

1. 方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105

2. 防災の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105

第9章 整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 106

1. 方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 106

2. 整備の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 107

第10章 運営体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 111

1. 方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 111

2. 運営体制整備の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 111

第11章 実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 112

1. 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 112

2. 実施すべき施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 112

第12章 経過観察・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 113

1. 方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 113

2. 経過観察の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 113

資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 116

1. 史資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 116

2. 調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 152

3. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 191

第1章 沿革と目的

1. 計画策定の沿革

九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園（以下、「九年庵」という。）は、佐賀県神埼市神埼町にあり、仁比山神社の参道沿いに所在する。城原川支流に開く小谷間の開口部付近にあり、建物と庭園を中心として三方を森林が取り囲み、これらが一体となって固有の景観を呈している。明治期の実業家伊丹氏の別邸として築かれ、その後、倉田氏の手が加わって、現在、佐賀県（以下、「本県」という）の所有となっている。

九年庵は、明治初年の神仏分離令により廃寺となった仁比山護国寺の塔頭であった不動院と地蔵院の跡地に築かれている。山岳信仰の拠点であった仁比山神社は、脊振山系の地形や地勢を克服し、水利を巧みに取り入れ、個性的な門前空間を形成している。このため、九年庵の周辺には、仁比山神社をはじめ、護国寺時代の仁王門や伊東玄朴旧宅、これらの敷地割や水路を画す石垣石積などの文化財が数多く所在している。九年庵は、豊かな自然環境に囲まれ、多くの文化財とともに歴史文化的な景観を構成している。

仁比山護国寺の歴史を継承し、明治期の特色を持つ建物と庭園がともに保存され、かつ周囲の自然環境と一体となって維持されており、庭園史上のみならず庭園を主体とした文化史上の優れた価値が認められ、平成7年（1995）2月21日に国の名勝として指定された。

現在、春と秋の年2回の公開を実施しており、季節ごとに異なる趣を呈する庭園に雁行した草葺屋根が佇む風景は多くの来訪者を魅了している。

本県は、『佐賀県総合計画』の基本理念に「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」を掲げ、歴史や文化、伝統を世界に発信し、訪れる人が心地よく感じるまちづくりの推進を目指している。そこで、より多くの人々が地域の歴史文化に親しめる拠点として、九年庵の積極的な活用の推進が期待されている。

しかしながら、経年による建物の劣化や樹木の繁茂など名勝を構成する要素への影響が見られるほか、活用を想定した耐震、防災等の整備の必要性等を鑑み、保存活用計画を策定することとした。

2. 計画策定の目的

本計画は、文化財としての適切な保存と活用を図り、次世代への確実な継承を行うための中長期的なマネジメントの明確化を目的として策定するものである。そこで名勝の本質的価値と構成要素を明確化するとともに、文化財の活用を通して価値を損なうことなくむしろ高めるための基本となる方針や基準、運営等の仕組みを定めるものである。

3. 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、以下の通り、九年庵の名勝指定範囲全体及び近接する県有駐車場及び東屋・トイレの所在する広場の範囲とする。

所在地：佐賀県神崎市神埼町の字仁比山 1696、1694 の一部、1680、1683

面積：12,753 ㎡（指定地内 11,470 ㎡、駐車場 428 ㎡、東屋・トイレ 855 ㎡）

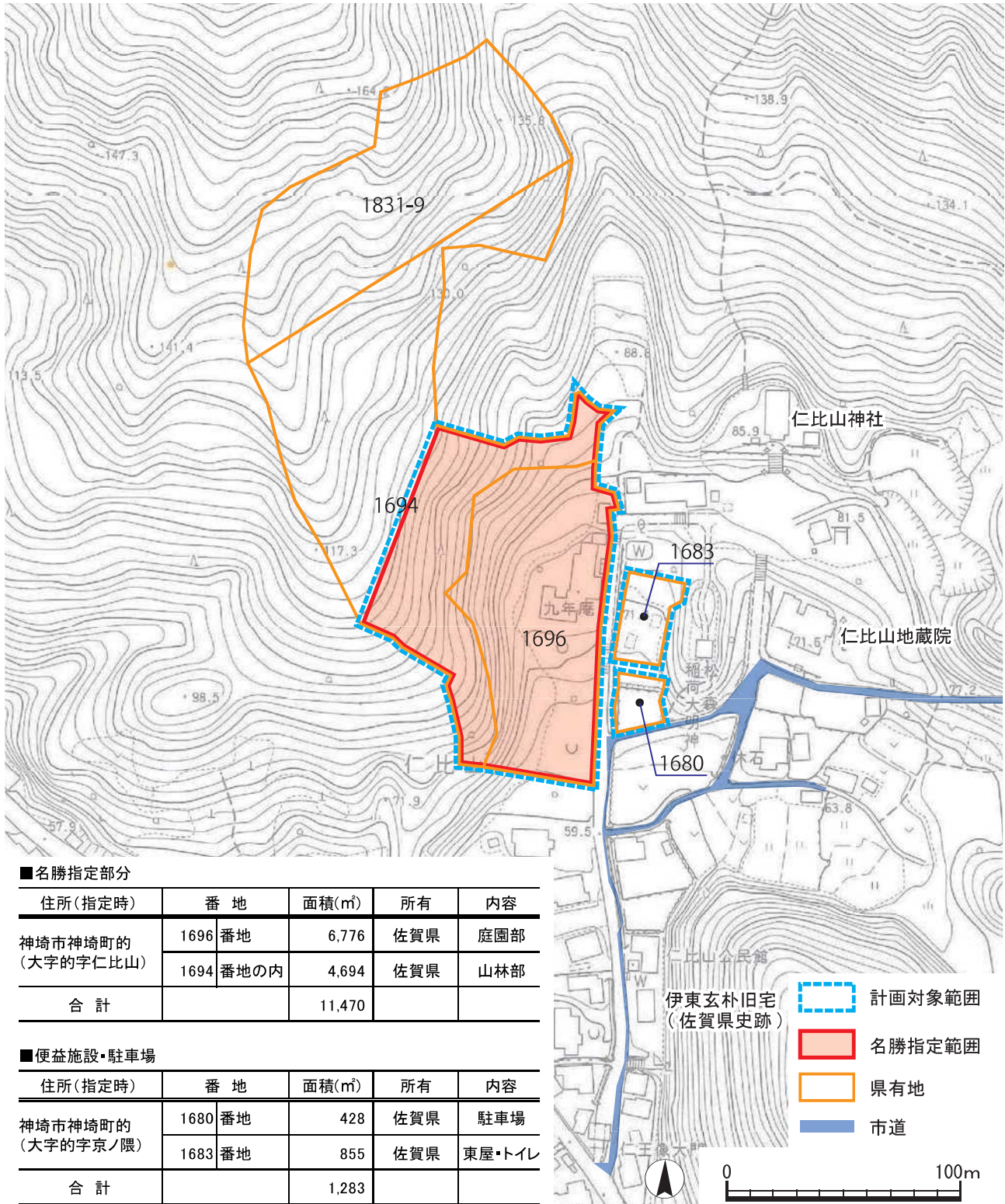


図1-3-1 名勝指定範囲・県有地・計画対象範囲位置図

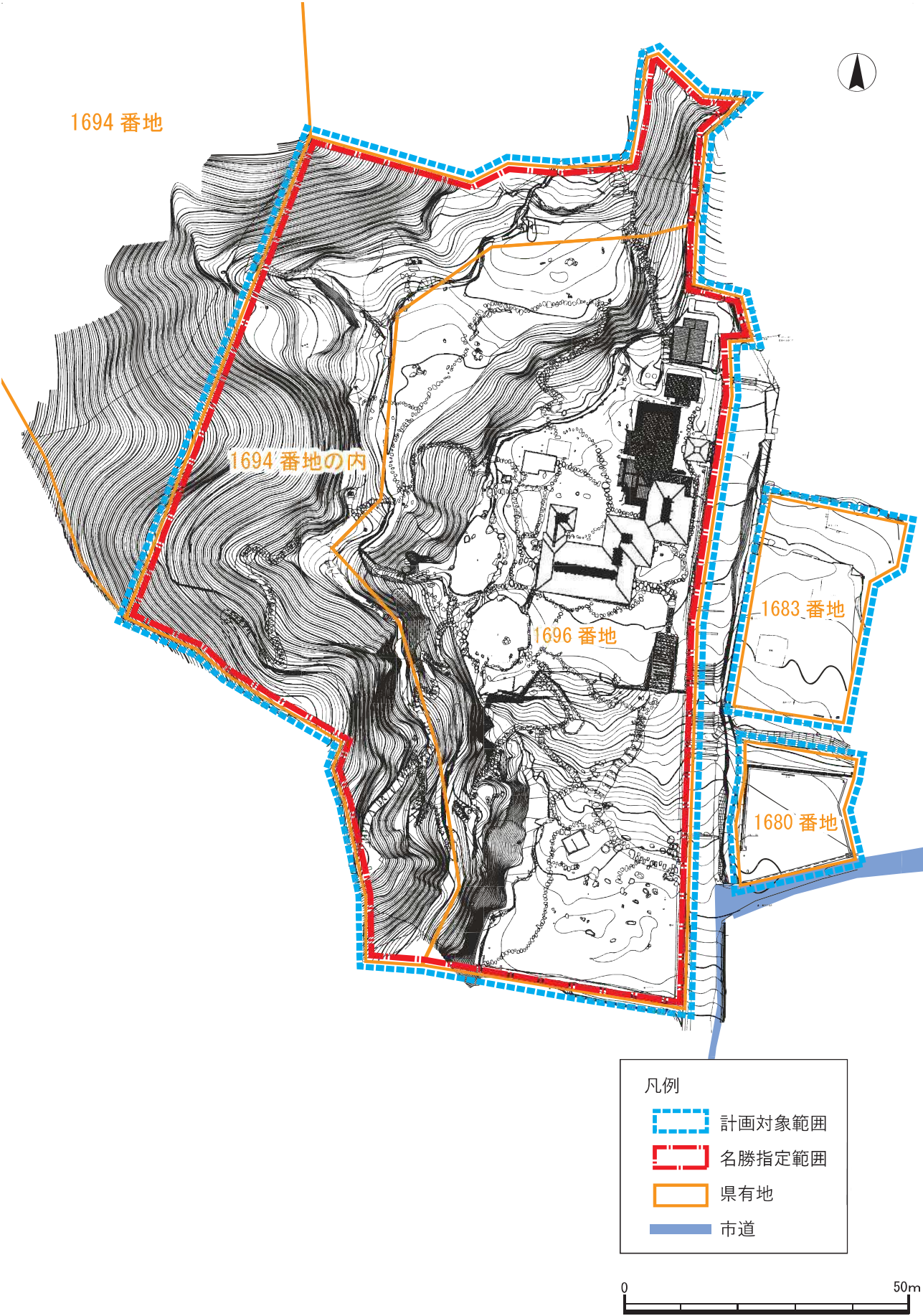


図1－3－2 計画の対象範囲（拡大）

4. 検討体制と経過

(1) 検討体制

本計画は、佐賀県地域交流部文化・観光局文化課を事務局とし、学識経験者から構成される「名勝「九年庵庭園」保存活用計画策定委員会」を設置して、計画に対する指導・助言を得るとともに、オブザーバーとして文化庁文化財第二課の指導・助言を踏まえて策定した。

表1-4-1 名勝「九年庵庭園」保存活用計画策定委員会委員一覧

役割	氏名	所属	分野
委員	仲 隆裕	京都芸術大学教授	庭園
	永松 義博	南九州大学名誉教授	造園
	伊東 龍一	熊本大学大学院教授	建築
	松下 秀紀	佐賀県観光連盟 誘客推進部 部長	観光
オブザーバー	青木 達司	文化庁文化財第二課 調査官	
事務局	佐賀県地域交流部文化・観光局文化課		

(2) 検討経過

本計画は以下の経過で検討を行った。

表1-4-2 検討経過

	実施日	会議名	主な協議内容
令和3年 (2021)	11月10日(水)	名勝「九年庵庭園」保存活用計画策定委員会委員による現地指導	・対象地視察 ・課題及び整備の視点
	11月15日(月)		
	11月16日(火)		
令和4年 (2022)	2月18日(金)	管理人へのヒアリング	・歴史 ・管理、活用状況
	3月2日(水)	第1回名勝「九年庵庭園」保存活用計画策定委員会	・今年度調査の概要と結果報告 ・今後のスケジュール
	7月13日(水)	奈良文化財研究所へのヒアリング、史料確認	・倉田氏時代の古写真、測量図面
	7月14日(木)	徳村造園へのヒアリング	・庭園の現状と課題 ・庭園の整備方法
	7月15日(金)	名勝無鄰菴庭園への事例視察	・活用状況 ・維持管理状況
	8月18日(木)	特定非営利活動法人みなくるSAGA 本間雄治氏による講演「九年庵の謎と佐賀財閥伊丹家」	・九年庵の形成背景、歴史
	8月25日(木)	名勝「九年庵庭園」保存活用計画策定委員会委員への進捗報告と意見交換	・検討体制 ・進捗状況
	9月5日(月)		
	8月29日(月)	神崎市下水道課へのヒアリング	・九年庵周辺下水道整備状況
	9月8日(火)	佐賀東部水道企業団へのヒアリング	・九年庵周辺の水道管理設状況
	9月17日(土)	徳村造園による現地指導	・庭園の現状と課題 ・整備、維持管理の方法
	10月7日(金)	名勝「九年庵庭園」保存活用計画策定委員会委員による現地指導	・保存管理計画
	10月17日(月)	第2回名勝「九年庵庭園」保存活用計画策定委員会	・今年度の調査報告 ・保存管理計画、活用計画
	12月12日(月)	第3回名勝「九年庵庭園」保存活用計画策定委員会	・保存活用計画全体

5. 関連計画と関連法令

(1) 関連計画

1) 佐賀県総合計画 2019- 人を大切に、世界に誇れる佐賀づくりプラン

(計画期間：令和元年(2019)から令和4年(2022))

「佐賀県総合計画 2019- 人を大切に、世界に誇れる佐賀づくりプラン」(以下、「総合計画」という)は、佐賀県の目指す将来(10年後)の姿を見据え、その実現に必要な4年間の県の方策を示したものである。併せて、社会経済情勢の変化等に適切に対応するため、年度ごとのマネジメントサイクルを計画、見直し、次の計画に反映させる「進化型の総合計画」としている。なお、本計画は、「まち・ひと・しごと創生法」第9条に基づく佐賀県のまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画であるとともに、「佐賀県知的財産の創造等に関する基本条例」第4条第2項に基づく基本構想及び「教育基本法」第17条第2項に基づく佐賀県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画と位置づけている。

総合計画において、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」を基本理念に掲げ、その実現のために6つの政策の柱を設定している。佐賀の和の文化、歴史、伝統などの魅力が世界に発信され、東アジアや福岡都市圏に近いという地理的特性を活かし、訪れる人が心地よく感じるまちづくり・地域づくりを目指し、政策の柱のひとつに、「文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが」を据えている。

2) 佐賀県文化財保存活用大綱

佐賀県文化財保存活用大綱は、文化財保護法(以下、「法」という。)に基づき策定する計画で、本県の文化財保存活用に関する基本的な方針を示すとともに、県内市町が文化財保存活用地域計画を作成する際の指針となるものである。

文化財の保存・活用の課題と目指すべき将来像を、(1)県内文化財の総合的な調査・研究、(2)適切な周期による修理・整備、(3)耐震化の推進や防災・防犯設備の充実、(4)文化財継承の担い手やヘリテージマネージャーの育成、地域住民レベルの底力の育成、(5)新たな用途への活用、(6)分かりやすく効果的な情報発信の6項目で整理している。また、市町への支援の方針や、防災・災害発生時の対応、文化財の保存・活用の推進体制について記載している。

3) 第4次佐賀県環境基本計画～森川海へとつながる佐賀の豊かな環境を未来へ～

(計画期間：令和3年(2021)度から令和8年(2026)度)

「第4次佐賀県環境基本計画～森川海へとつながる佐賀の豊かな環境を未来へ～」(以下、「環境基本計画」という)は、佐賀県環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画として策定したものである。

環境基本計画において、10年程度先を展望した目指す姿のひとつに「身近な自然や歴史的な町並み等の豊かな環境と調和した地域になっています」を掲げている。また、目指す姿の実現に向けた施策の展開方向のひとつに「環境負荷の少ない地域づくり」を設定し、「豊かで潤いのある地域づくり」に向けて、歴史的・文化的資産を保存するとともに、景観資源や地域のシンボリックな資源として活用を図ることを示している。

4) 佐賀県美しい景観づくり基本計画（平成 19 年（2008）3 月策定、令和 3 年（2021）3 月改訂）

佐賀県美しい景観づくり基本計画（以下、「景観づくり基本計画」という）は、佐賀県美しい景観づくり条例第 7 条に基づく基本計画であり、平成 17 年（2005）3 月に策定した「佐賀県美しい景観づくり基本方針」に基づき、県全体の景観づくりの基本施策と推進スケジュールを示した計画である。

景観づくり基本計画において、景観づくりの基本方向として以下の 4 つを設定している。

- ①美しく豊かな自然や地形と調和した景観づくり
- ②歴史、文化の継承と創造による景観づくり
- ③快適な都市や農山漁村の景観づくり
- ④地域コミュニティの更なる形成に通ずる景観づくり

また、景観づくり推進事業のひとつに「22 世紀に残す佐賀県遺産」の認定と支援を掲げている。九年庵の近くに位置する仁比山神社の仁王門は佐賀県遺産に認定されている。

5) 佐賀県の都市計画に関する基本方針（平成 17 年（2005）4 月策定）

「佐賀県の都市計画に関する基本方針」は、県全体の都市計画の基本方針を示すもので、県を 5 地域に区分した「地域マスタープラン（地域別の都市計画マスタープラン）」について、策定の考え方、広域的な都市計画の基本方針及び県が決定する個別の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」についての基本的な考え方を示している。

県土づくりの基本理念のひとつに「地域の特性を活かした個性と魅力ある都市づくり」を掲げ、歴史的環境の保全・活用、景観形成を位置づけている。

さらに、地域づくりの目標として、神埼市を含む中部地域においては、佐賀県の中核都市圏として、広域的拠点性を高め、広域高速交通ネットワークを活かした県内外の広域連携の促進等の強化を目指すとしている。自然的環境や田園環境の保全、拠点間をつなぐ都市軸と河川の水系を中心にした自然環境軸から構成される将来地域構造の形成を目指している。

6) 神埼市都市計画マスタープラン（平成 24 年（2012）3 月策定）

本県が定める中部地域マスタープランに即して神埼市が策定した都市計画マスタープランであり、神埼市全体の都市の将来像やその実現に向けた方針を定めた計画である。

神埼市都市計画マスタープランでは、地域別構想を定めており、吉野ヶ里歴史公園から九年庵、水車の里、日の隈公園に至るエリアでは、田園景観と調和した歴史文化レクリエーション地区として面的に優れた景観地区の形成に向けた検討の推進を行うこととしている。

7) 神埼市歴史文化遺産を活かしたまちづくり基本計画（平成 22 年（2010）2 月策定）

「神埼市歴史文化遺産を活かしたまちづくり基本計画」は、神埼市内の歴史文化遺産をまちづくりの重要な資源とし、その価値を市民が再認識することで郷土に対する誇りと愛着を持つ人づくりと、歴史遺産と一体となった豊かな環境、景観を守り育てる地域づくりを行い、人が行き交う活力ある神埼を目指して神埼市が策定した計画である。

まちづくりの基盤となる歴史文化遺産群エリアを設定しており、そのひとつが九年庵を含む「歴史と自然が息づく仁比山～水利の歴史がはじまる地～」となっている。

さらに、まちづくり活動の基盤となる 14 のストーリーを設定しており、「神埼を体感する眺望」のひとつに九年庵からの眺望が位置づけられている。

(2) 関連法令

本計画の対象範囲に関連する主な法規制状況を以下に整理する。なお、今後の活用の推進にあたっては、活用方法に応じて、消防法、民泊法、食品衛生法等との整合にも留意が必要である。

1) 文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）

九年庵は、「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」（昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号）に定める指定基準のうち「一 公園、庭園」として、文化財保護法第 109 条に基づき、平成 7 年（1995）2 月 21 日に名勝の指定を受けている。

同法 125 条第 1 項の定めにより、名勝指定地内で現状変更を行う場合、予め文化庁長官の許可が必要である。詳細は本計画「第 6 章 保存管理」に記載する。

また、九年庵及びその周辺を含む本計画対象範囲は、周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されているため、同法第 93 条の規定により、工事（開発）を行う際には、予め文化庁長官への届出が必要である。

2) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）

九年庵の全域は、森林法第 25 条の規定により保安林に指定されている。

保安林では原則として、立木の伐採、土地の形質の変更などを行おうとする場合、県知事の許可が必要である。

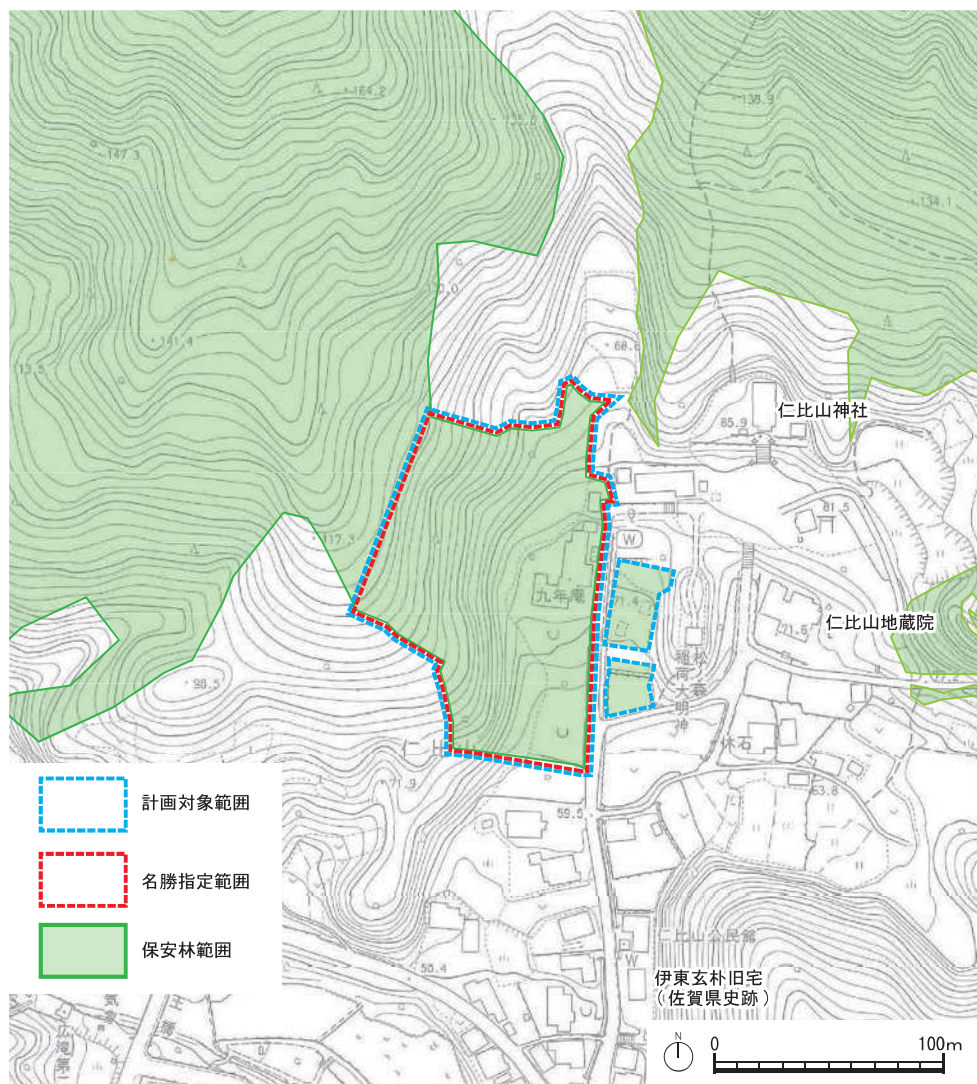


図 1-5-1 保安林の位置

3) 都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）

九年庵の所在する神崎市においては、都市計画法第 5 条に定める都市計画区域として、「神埼都市計画区域」が指定されている。九年庵及びその周辺は、非線引都市計画区域の用途白地地域となっており、容積率 100%、建ぺい率 60%、道路斜線制限勾配 1.5、隣地斜線制限立ち上がり 20m+ 勾配 1.25 の制限が設けられている。

4) 建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）

通常、既存の建築物の増築や用途変更などの建築行為を行おうとする場合には、現行の建築基準法が定める規定に適合させる必要があるが、同法第 3 条第 1 項第 1 号において「文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）の規定によって国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物」は同法並びにこれに基づく命令及び条例の規定は適用しないこととなっている。したがって、九年庵は同法の適用除外に該当する。本計画対象範囲で名勝指定地外については、建築基準法の規定への適合が必要である。

5) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）

消防法令では、用途に応じて必要となる消防用設備等の種類や規模が定められている。文化財については、消防法施行令別表第一「(17) 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によって重要美術品として認定された建造物」の規定が設けられているが、名勝については規定がない。そのため、九年庵については、今後の活用の方法に応じて、適切な用途での消防用設備等の設置を検討していく必要がある。

また、防火対策に関しては、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」（文化庁）も参照しながら対策を講じていくことが望ましい。

6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号） （以下、「土砂災害防止法」とする）

本計画対象範囲は土砂災害のおそれがある区域として、土砂災害防止法第 7 条第 1 項に基づき土砂災害警戒区域に指定されている（一部山林北側を除く）。また、指定地内の山林及び庭園の南西側一部は、建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域として、同法第 9 条に第 1 項に基づく土砂災害特別警戒区域に指定されている。また、指定地外にある便所、休憩所及び駐車場の位置する範囲の東側にも土砂災害特別警戒区域に隣接している。

土砂災害警戒区域では神崎市により、土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や早期避難を可能とするための警戒避難体制の整備が図られている。

一方、土砂災害特別警戒区域では、建築基準法第 20 条第 1 項に基づく政令において居室を有する建築物の構造に関する規定の適用が必要になる。また、国又は地方公共団体以外の者が住宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為を行おうとする場合は、予め県知事の許可が必要である。

なお、現在、本計画対象範囲において特別警戒区域に指定されている範囲には、建築物は存在しない。

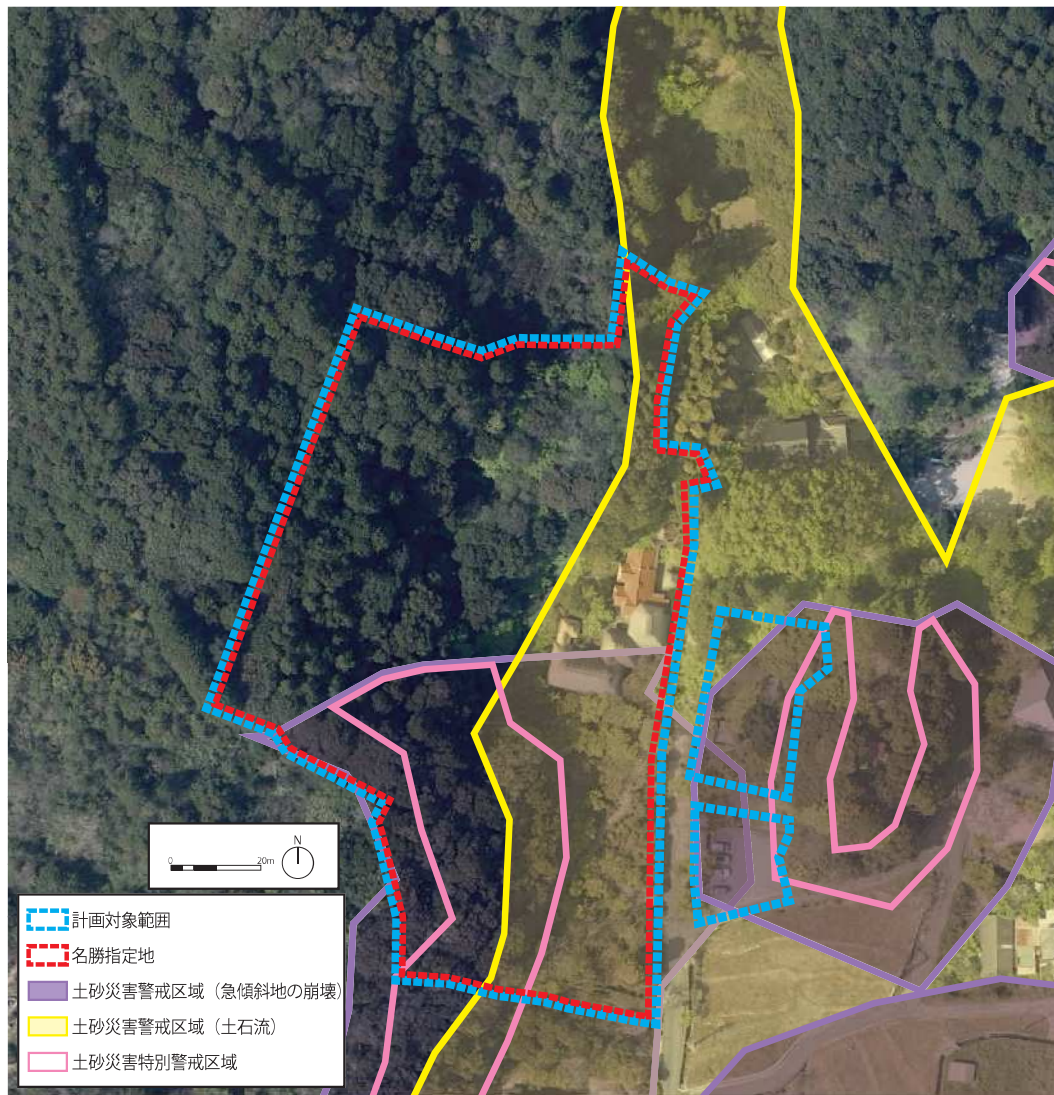


図1-5-2 土砂災害警戒区域

7) 佐賀県屋外広告物条例（昭和39年10月8日佐賀県条例第43号）

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）に基づく佐賀県屋外広告物条例第3条第1項2号において、「文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条の規定により指定された建造物の区域並びに同法第109条第1項及び第2項の規定により指定されたもののうち、知事が指定するものの区域」については、屋外広告物又は掲出物件の表示、設置は禁止されているが、九年庵については、禁止区域に指定されていない。

禁止区域以外の区域については原則、屋外広告物の表示、設置にあたり県知事の許可が必要な区域（以下、「許可区域」という）となっている。

したがって、本計画対象範囲全体は許可区域に該当する。

ただし、国又は地方公共団体が公共的目的をもって行う場合は適用除外であり、許可は不要である。

8) 佐賀県福祉のまちづくり条例（平成10年3月25日佐賀県条例第7号）

佐賀県福祉のまちづくり条例第3条第1項3号に規定される特定施設については、出入口、廊下、便所等に関して、同条例第20条の規定に基づき整備基準が定められており、同条例第21条より公共的施設については整備基準への適合に努めなければならないとされている。

九年庵については、今後の活用の方法に応じて、特定施設に該当する場合には、整備基準への適合又は対応を検討していく必要がある。

第1章 沿革と目的

表1-5-1 九年庵及び周囲に関わる主な法規制

指定等名称・区域名	法令等	区域			主な規制内容	許可等権限者
		名勝 指定地	周辺	箇所		
名勝九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園	文化財保護法	○	—	建物、庭園及び山林の一部	現状変更等の行為	文化庁長官
周知の埋蔵文化財包蔵地		○	○	建物、庭園、山林の一部及びその周辺	土木工事等の発掘、通知	
保安林	森林法	○	○	建物、庭園、山林全域	立竹の伐採等	佐賀県知事
都市計画区域（非線引都市計画区域）用途白地地域	都市計画法	○	○	全域	3000㎡以上の開発行為	佐賀県知事
—	建築基準法	—	○	周辺全域	建築物の建築、大規模の修繕、大規模の模様替え	建築主事
防火対象物	消防法	○	○	建物	消防用設備の設置	消防長又は消防署長
土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法	○	○	庭園及び山林の一部		佐賀県知事
許可区域	佐賀県屋外広告物条例	○	○	全域（ただし、本県が公共目的で行う場合は適用除外）	屋外広告物の表示、設置	佐賀県知事
特定施設	佐賀県福祉のまちづくり条例	○	○	建物	出入口、廊下、便所等に関する規定	佐賀県知事

6. 計画の実施

（1）策定年月日

令和5年（2023）3月31日

（2）実施・発行年月日

本計画は令和5年（2023）4月1日以降、実施する。

（3）計画期間と見直し

本計画は今後の学術的な調査の進展、関連法令や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しや改定を行う。

（4）計画の周知

本計画の実施にあたり、本県は県民、関係機関等へ本計画の趣旨等の周知に努める。

第2章 名勝九年庵の概要

1. 名勝九年庵を取り巻く環境

(1) 自然環境

1) 位置

九年庵の所在する神埼市は、佐賀県の東部に位置する。北は福岡県福岡市、東は佐賀県上峰町、みやき町、南は福岡県大川市、西は佐賀県佐賀市に隣接している。福岡都市圏や県都の佐賀市、佐賀空港や福岡空港などと広域的な交通網で結ばれ、交通の便に恵まれている。

九年庵は神埼市のほぼ中央に位置する。南に約10kmの位置に筑後川が流れ、約20kmの位置には有明海が所在する。

九年庵へのアクセスは、長崎自動車道東脊振ICから車で約15分、JR長崎本線神埼駅からタクシー・路線バス利用で約15分、高速バスでは長崎自動車道高速神埼バス停下車徒歩約15分で到着する。



図2-1-1 神埼市の位置



図2-1-2 九年庵の位置（国土地理院 vector を基に作成）

2) 地形・水系

九年庵は仁比山の麓、標高約 75 m の位置にある。北側は標高 1000 m 級の脊振山、彦山といった山々に囲まれている。一方、南側は筑紫平野が広がっており、有明海に向かって大小様々な河川が流れている。

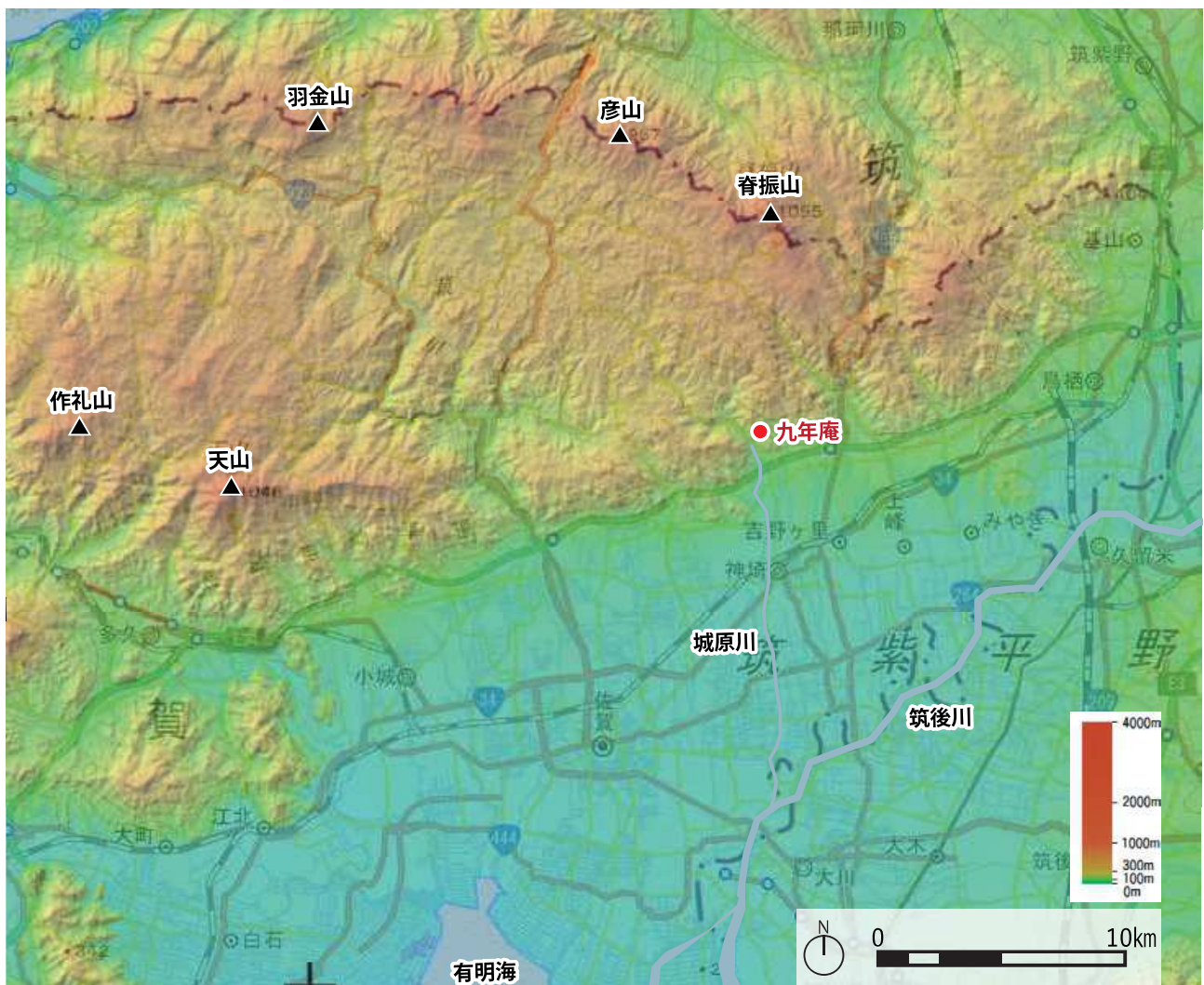


図 2 - 1 - 3 九年庵周辺の地形（国土地理院色別標高図を基に加工して作成）

3) 地質

九年庵の周囲は、中生代前期から後期の花崗岩を多く含む地質となっている。



図 2 - 1 - 4 地質図（産総研シームレス地質図を基に加工して作成）

4) 植生

九年庵の周囲は、スギ、ヒノキ、サワラ植林が多く、シイ、カシ二次林なども見られる。また、南側の低地には、水田も広がっている。

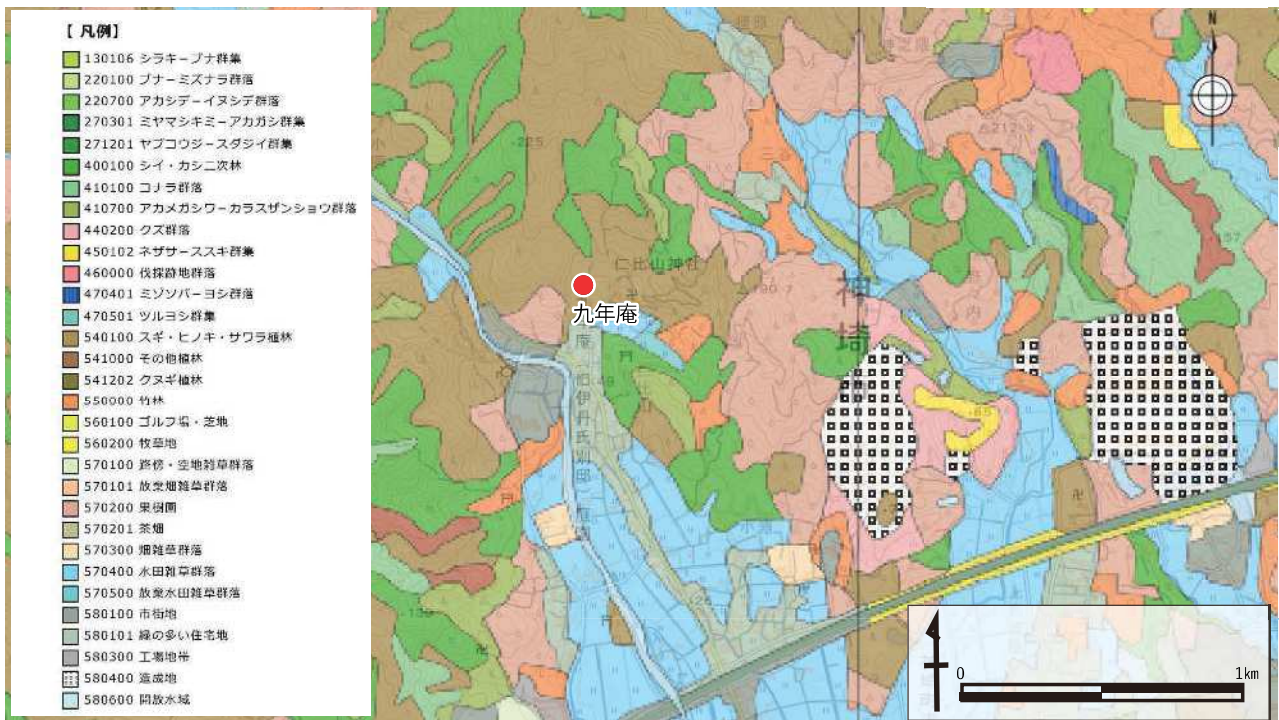


図2-1-5 九年庵周囲の植生（生物多様性センター植生図を基に加工して作成）

5) 気候

九年庵のある神埼市の気候は、比較的温暖多雨な気候であり、夏に降水量が多く、冬に少なくなっている。一方、冬季に山間部では路面凍結や積雪を見ることがもあり、四季の変化がはっきりとした地域でもある。

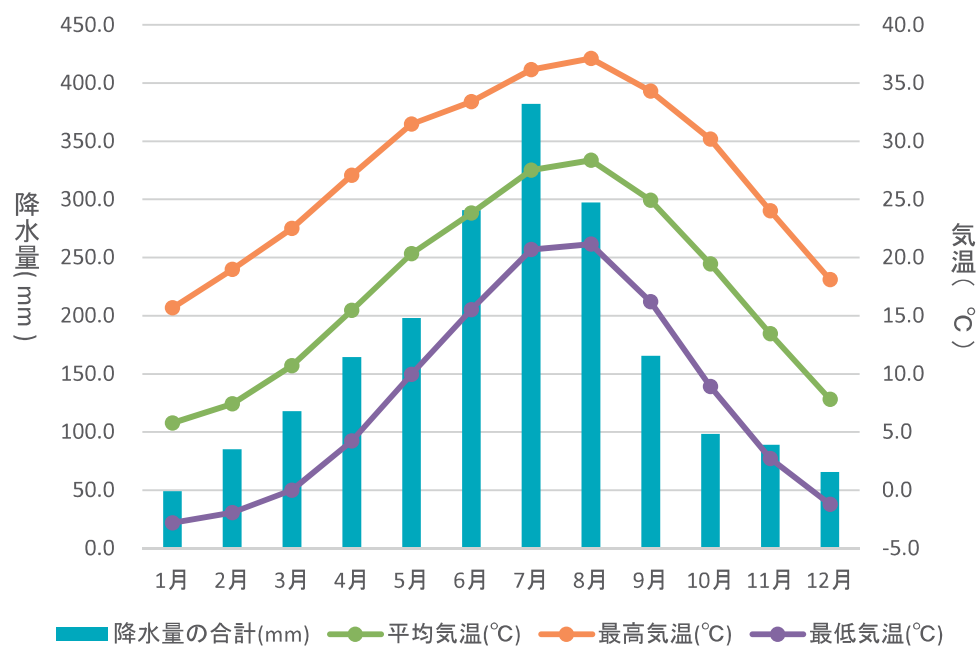


図2-1-6 九年庵周辺の気候
(気象庁統計データ（佐賀）を基に作成（平成14年（2002）～令和3年（2021）の平均値））

(2) 社会状況

1) 人口

令和2年(2020)現在の佐賀県の人口は811,442人、世帯数は312,680世帯である。

平成12年(2000)からの推移をみると、人口は減少傾向、世帯数は増加傾向にある。背景には核家族化、高齢者世帯の増加の進展にあると推察される。

なお、直近の令和4年(2022)12月現在の佐賀県の推計人口は799,757人、世帯数は317,441世帯である。

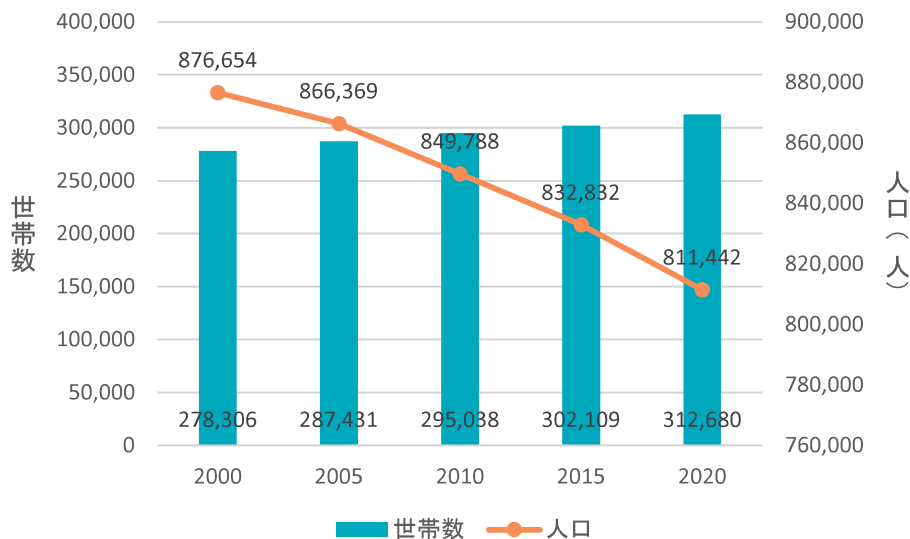


図2-1-7 佐賀県の世帯数及び人口（国勢調査を基に作成、各年10月1日現在）

2) 観光

佐賀県内の観光入込客数は近年緩やかな増加傾向にあり、平成30年(2018)では38,129人であった。

平成31・令和元年(2019)時点では、観光客数の約7%が訪日外国人であった。また、宿泊客は約11%に留まっている。

県内の市町別にみると、鳥栖市、佐賀市の観光客数が多く、九年庵の所在する神埼市は、2,117人と県内20市町中10番目となっている。

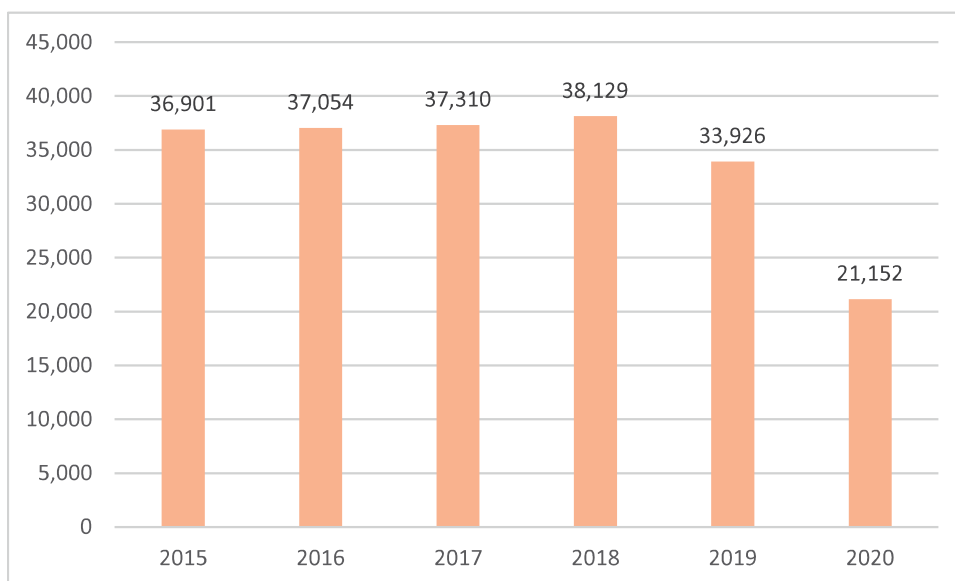


図2-1-8 佐賀県の観光入込客数(千人)の推移(佐賀県観光動態調査を基に作成)(平成31年(2019)、令和2年(2020)は新型コロナウイルス感染拡大の影響で大幅に減少したと見られる)

3) 佐賀県ブランドイメージ調査

令和3年（2021）度に福岡都市圏の居住者を対象とした佐賀県ブランドイメージ調査を実施した。

県内のこれまで訪れたことがある地域として神埼市は22.9%に留まっており、県内で比較しても多くはないことが分かる。

また、佐賀県全体のイメージとしては、「歴史・文化がある」の項目で「そう思う」、「まあそう思う」の回答が半数を超え高くなっている。さらに、「佐賀県の魅力に感じるもの」として、「佐賀の歴史」は全体の41.5%と5番目に多い回答となった。

歴史や文化を佐賀県の魅力やイメージと思う人が多い一方、九年庵は県のブランドイメージに十分結びついていないことがうかがえる。

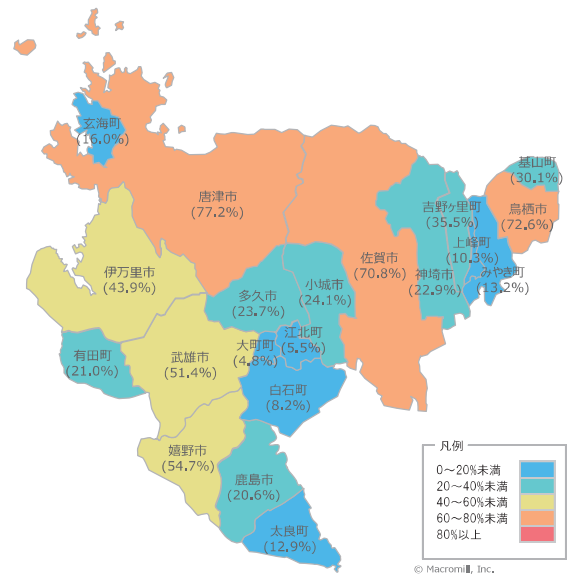


図2-1-9 佐賀県の中でこれまで訪れたことがある地域

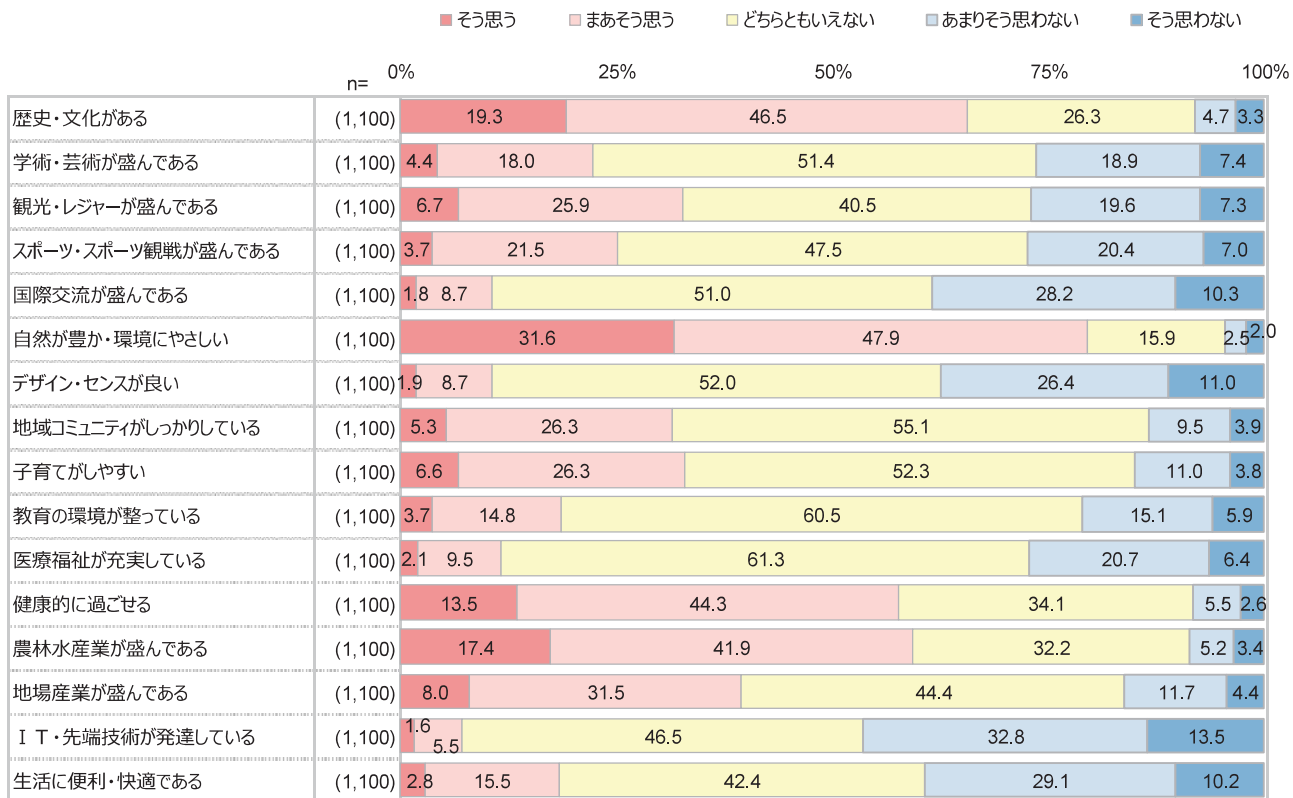


図2-1-10 佐賀県全体のイメージ

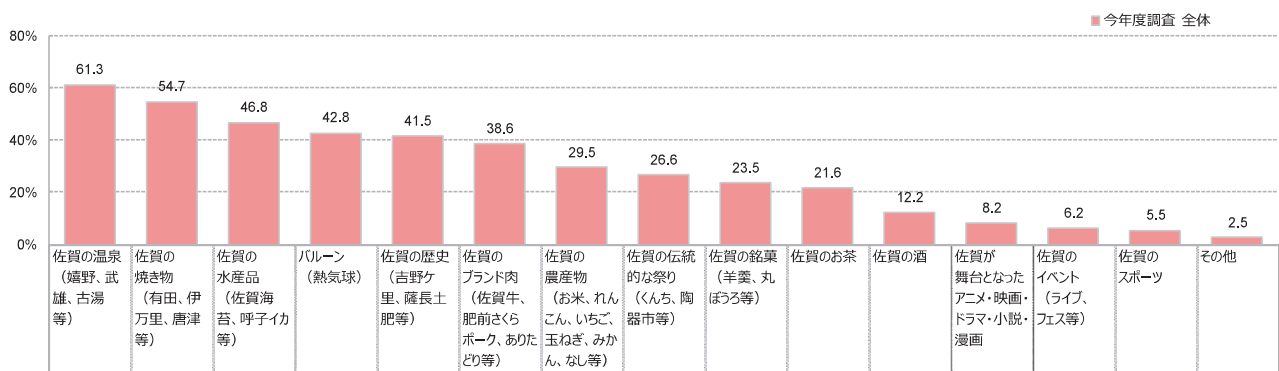


図2-1-11 佐賀県の魅力とを感じるもの

図はすべて「令和2年度福岡都市圏における佐賀県ブランドイメージ調査結果報告書」より転載

4) 佐賀県県民意識調査

本県の取組の満足度等を把握するため、令和4年（2022）度に、18歳以上の県民を対象とした県民意識調査を実施した。

調査の中で「文化や芸術に親しめる環境が整っている」という質問に対し、「満足」、「まあ満足」とした回答は全体の20%程度に留まり、県民の満足度が低いことがわかる。

「文化や芸術に親しむために県に取り組んでほしいと思うこと」という質問に対しては、「多彩な文化芸術に触れることのできる環境づくり」が最も多く、次いで「魅力ある文化芸術イベントの開催」が多い結果であった。環境の整備とともに、活用機会創出が期待されていると考えられる。

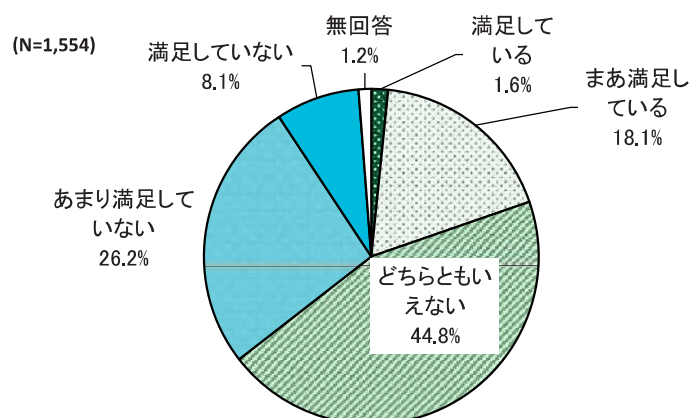


図2-1-12 文化や芸術に親しめる環境が整っている

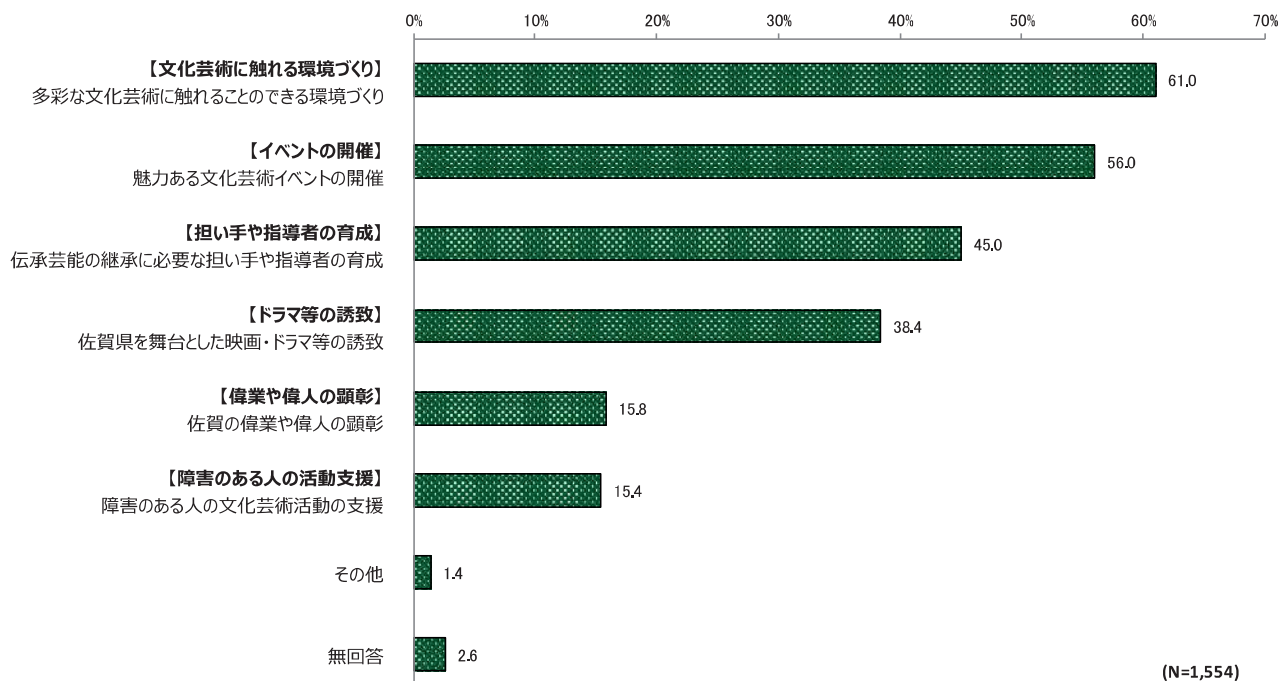


図2-1-13 文化や芸術に親しむために県に取り組んでほしいと思うこと（○は3つまで）

図はすべて「令和4年（2022）度佐賀県県民意識調査」より転載

5) 九年庵周辺の文化財

九年庵の周辺には、県の指定史跡である伊東玄朴旧宅や市の指定重要文化財である仁王門の金剛力士像、市の天然記念物である仁比山神社のクスノキをはじめ、指定、未指定を含めた数多くの文化財が受け継がれている。約1kmの距離に県の指定天然記念物である白角折神社の楠、約2kmの距離に県の指定史跡である伊勢塚古墳、約4kmの距離に国の指定特別史跡である吉野ヶ里遺跡も位置している。

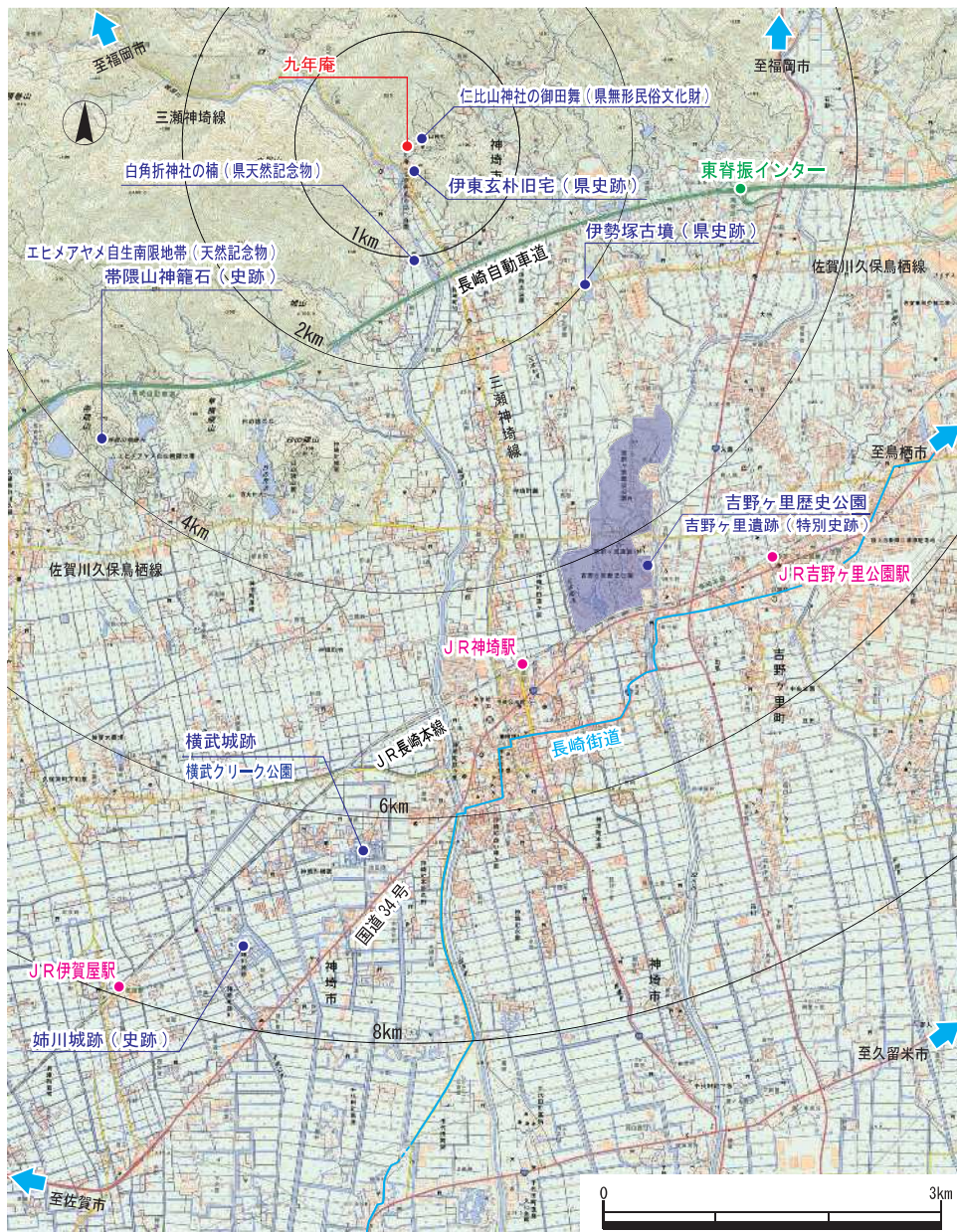


図2-1-14 九年庵周辺の文化財等の位置（国土地理院電子地形図25000を加工して作成）



図2-1-15 伊東玄朴旧宅
(県史跡)



図2-1-16 仁王門
(金剛力士像は市指定重要文化財)



図2-1-17 仁比山神社
(クスノキは市指定天然記念物)

6) 九年庵の一般公開

九年庵は昭和 63 年（1988）度から秋（11 月）の一般公開を開始し、平成 22 年（2010）から春（5 月）の一般公開を開始している。

来訪者数をみると、春の場合、3 日間開催となった平成 28 年（2016）度以降、約 6,000 ～ 7,000 人で推移していたが、3 年ぶりの開催となった令和 4 年（2022）度は約 2,000 人となり大幅に減少した。また、秋の場合では、令和 4 年（2022）度時点で 4 万人を超えているものの、年々、減少傾向にある。

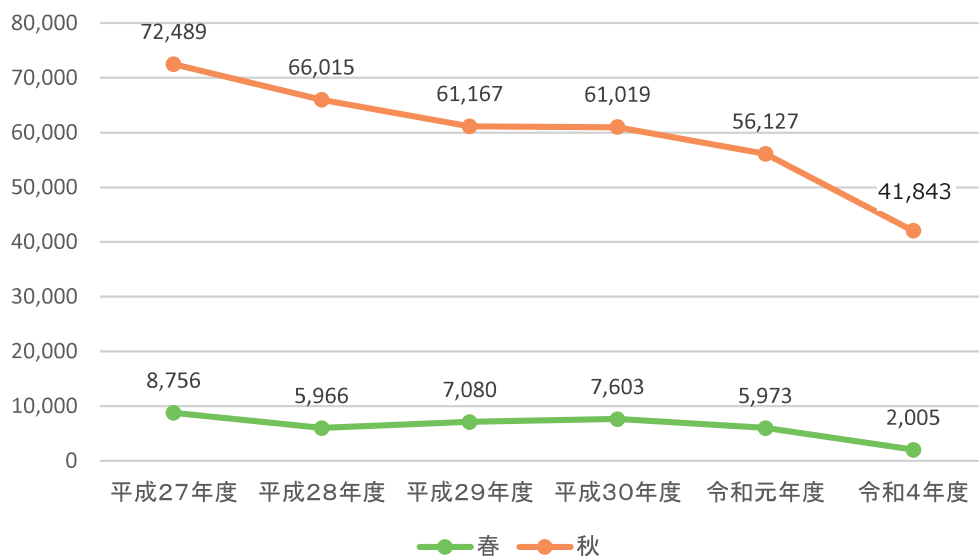


図 2 - 1 - 18 九年庵一般公開時の来訪者数の推移

※令和 2 年（2020）度、令和 3 年（2021）度は新型コロナウイルス感染症流行のため中止
 ※春の一般公開は平成 27 年（2015）度は 5 月 2 日から 6 日の 5 日間、平成 28 年（2016）度以降は 5 月 3 日から 5 日の 3 日間であった
 ※秋の一般公開は平成 27 年（2015）度から令和 4 年度（2022）まで毎年 11 月 15 日から 23 日までの 9 日間であった



図 2 - 1 - 19 秋の特別公開の様子
客間前（令和 4 年（2022））



図 2 - 1 - 20 秋の特別公開の様子
園路（令和 4 年（2022））



図 2 - 1 - 21 秋の特別公開の様子
パネル展示（令和 4 年（2022））



図 2 - 1 - 22 秋の特別公開の様子
参道（令和 4 年（2022））

令和4年度秋の一般公開時に行ったアンケート調査結果より、日曜日であった11月20日には最も多い118人の来訪者から回答が得られた。来訪者の約半数は福岡県から来ており、福岡県と佐賀県から来た人が全体の約7割を占めた。年齢別にみると、50代が最も多く、50代以上が来訪者の半数以上を占めているが、40代以下の各世代の来訪者も多く、幅広い年齢層の人々が訪れている。

一般公開を知ったきっかけとなる情報手段は、ホームページやインターネットニュース等、家族・友人・知人からの紹介が多くなっている。

満足度としては「とても良かった」、「良かった」が8割を超えており、高評価を得ている。

また、九年庵で一般公開以外にどのように利用したいかという問いには、お茶会、音楽会、句会、能、カルタ大会、観月会等文化芸術を体感できる場としての活用や、食事会やカフェなど飲食スペースとしての活用、結婚式や写真撮影会といった活用意見があり、屋内も見込んだ今後の九年庵の活用に対する期待が高いことがわかる。

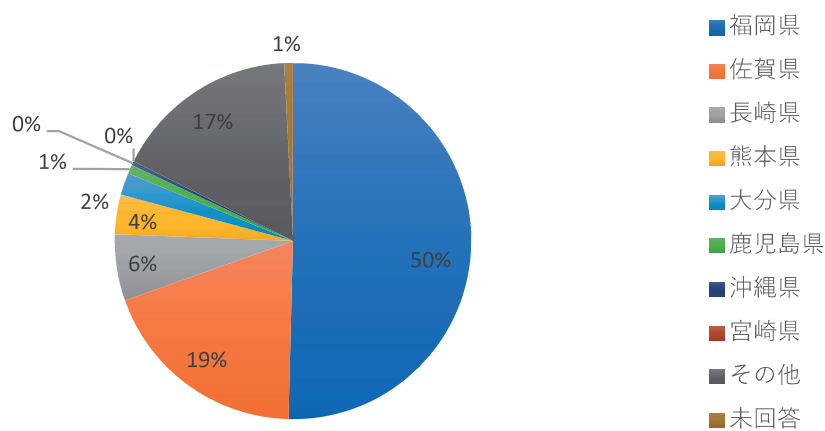


図2-1-23 来訪者の居住地（九州・沖縄）

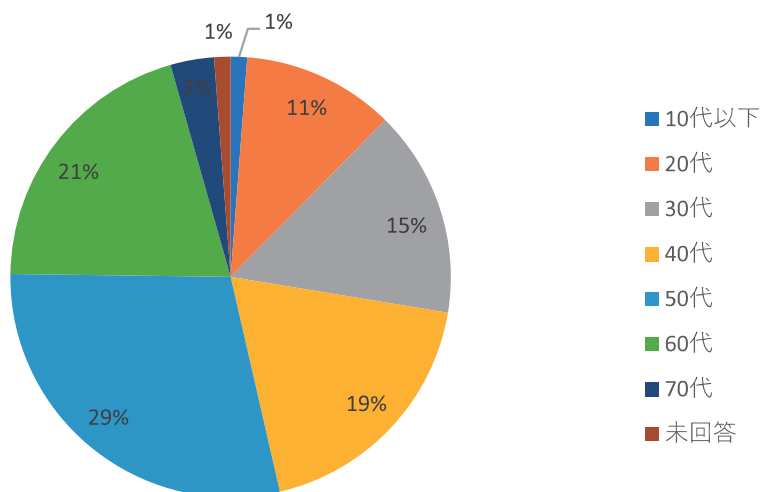


図2-1-24 来訪者の年齢

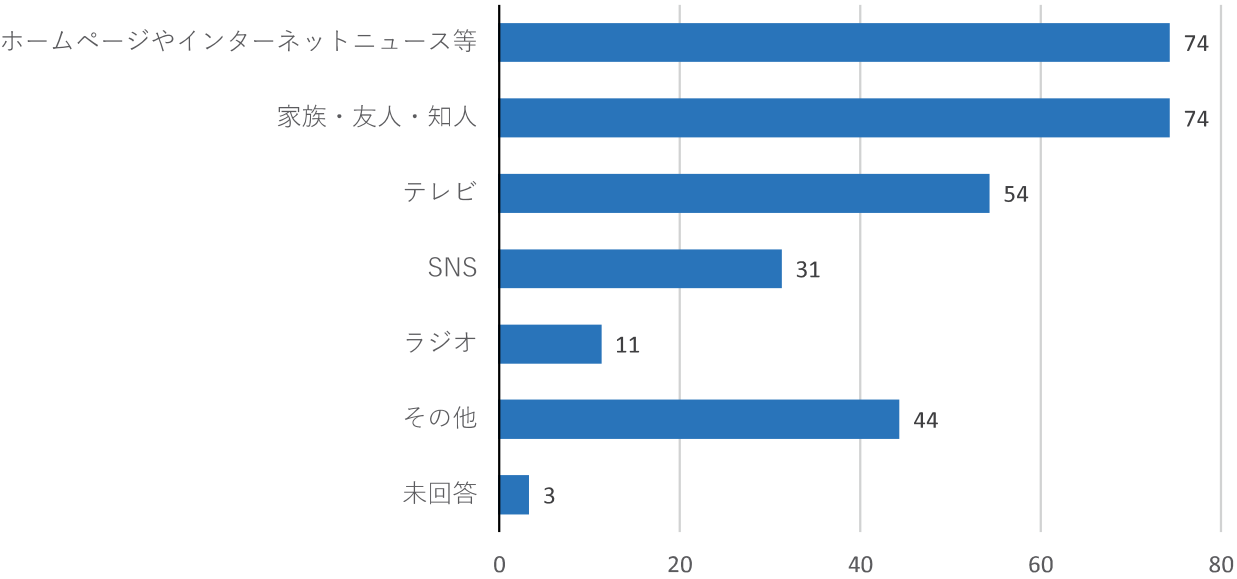


図 2 - 1 - 25 情報手段

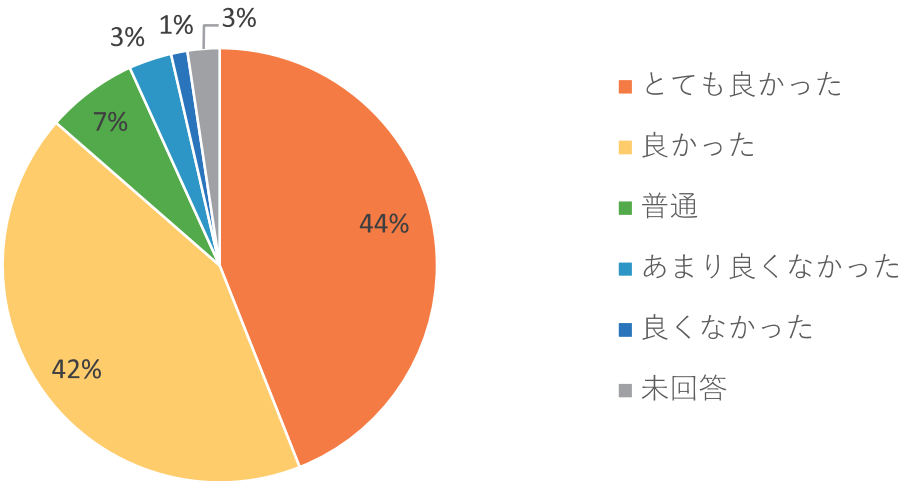


図 2 - 1 - 26 満足度

(3) 歴史背景

1) 九年庵成立以前

現在の九年庵の土地は、天平元年（729）聖武天皇の勅願によって行基が草創したと伝わる天台宗・仁比山護国寺跡（本尊は千手観音）で、往時には成善坊や不動院・地蔵院の水上坊、吉祥院・法音院の成道坊や宝林坊、中道坊、円頓坊、清葉坊など、三十六の坊が存在し、奥の坊という地名も残る。塔頭不動院は仁比山神社の別当職を兼ねており、江戸時代には、地蔵院は不動院の末寺となっていた。仁比山護国寺は仁比山神社の神宮寺で、神社の西隣りにあったが、明治初年の神仏分離令によって廃寺となった。

佐賀県立図書館所蔵の絵図『神埼郡城原川内図（部分）』（「安政五午年冬／神埼郡城原川内図／仁比山村／小淵村／志波屋村／三谷村／壺町三寸／御山方」）によると、神社へと続く道の西側に石垣と山林、池に囲まれて南北に連なる2つの敷地があり、北側の敷地には6棟の建物、南側の敷地には2棟の建物が建っていることがわかる。

九年庵の敷地は、明治初期に廃寺となった塔頭不動院の跡地と、廃寺となった吉祥院跡地に移転して現存する地蔵院の跡地にあたり、絵図にみえる北側の敷地が不動院跡、南側の敷地が地蔵院の跡地と考えられる。

また現在、仁比山神社参道入口に建ち、左右に木造金剛力士像（市指定重要文化財）を安置する仁王門は仁比山護国寺の歴史を伝える遺構である。



図2-1-27『神埼郡城原川内図』(安政5年(1858)、佐賀県立図書館蔵) (●は現在所在するもの)

2) 伊丹氏別邸としての九年庵の成立

九年庵を築造したのは伊丹家10代の伊丹文右衛門（天保7年（1836）カ～明治26年（1893））とその子である伊丹彌太郎（慶応2年（1866）～昭和8年（1933））である。

伊丹家は、「鉄屋」という屋号で明治維新前後まで佐賀藩主鍋島家に品物を納めることのできる特権を持っていた家柄で、近代に入っても深川家と古賀家とともに佐賀財閥御三家と呼ばれる佐賀の大実業家である。

伊丹文右衛門は、明治15年（1882）に私立銀行として栄銀行を設立して頭取に就任し、九州鉄道の創設や佐賀駅開業、佐賀新聞の設立、筑後川改修工事等に尽力した実業家であり、地域のリーダー的存在として佐賀の近代化に大きく貢献した。彌太郎は、父・文右衛門の跡を継いで明治23年（1890）に栄銀行の頭取となったほか、佐賀貯蓄銀行、佐賀セメント会社、佐賀県農工業銀行を設立し、金融業をはじめ海運業や水産業も手がけた。さらに、牟田萬次郎らと城原川の水力を利用した広滝水力発電所の創設や、九州電気株式会社の設立、東邦電力株式会社の設立



図2-1-28 伊丹文右衛門
(伊丹家提供)



図2-1-29 伊丹彌太郎
(伊丹家提供)

といったインフラ整備にも尽力し、大正7年(1918)には貴族院議員にも選出されて国政にも参画している。

九年庵の成立は、明治24年(1891)に文右衛門が旧塔頭跡の不動院と地藏院の敷地を取得後、明治25年(1892)に別邸を建築したことに始まる。『考察 佐賀財閥と呼ばれた実業家 伊丹彌太郎と伊丹文右衛門』(特定非営利活動法人みなく SAGA)によれば、この頃、文右衛門は彌太郎への実権継承を進めようと、自らの隠居の地としてこの土地を入手したと考えられるが、文右衛門が明治26年(1893)に死去したことから九年庵は彌太郎が相続することとなった。彌太郎は明治33年(1900)から明治41年(1908)の9年間にわたって庭園を築造し、九年庵が形成された。

この時、作庭を行ったのが阿理成^{ほとりじょう}であった。阿は久留米市誓行寺の住職であったが、京都に留学中に作庭技術を教わり、弟に僧職を譲った後、長きにわたり数多くの作庭を手掛けた人物と言われている。阿は茶庭を得意とし、その作風は林間をわずかに切り開き、その中に茶室を建てる趣を理想とした「自然流」と呼ばれた。九年庵の築造当時、山林部分で進められていた伐採について、庭園にとって山林が重要であると阿が伊丹氏に進言したことで山林の保護が図られたという逸話も残る。

茶道は表千家の流れを汲む不白流を学んだが、阿の作法は流派を超越したところがあったと伝わる。阿の作例としては、東雲楼庭園(熊本市)や石野邸(久留米市)、内藤邸(久留米市)、深川邸(佐賀市)等があり、阿はこの深川邸で明治45年(1912)に没している。

長い年月と財を投じて築造された九年庵では、祝賀会や商談も行われたと伝わり、大正6年(1917)5月には政界を退き帰郷した大隈重信夫妻の歓迎会が催されている。この歓迎会では、神社参道下の仁王門で下車して樹間を辿りつつ別荘に入り、初夏の青葉の風趣の中、茶菓や食事、清酒が振舞われたほか、餅搗きや四弦の演奏を聴くなどの宴が催され、山王神社(現仁比山神社)へ参拝し、御田踊を見物した様



図2-1-30 九年庵での大隈重信歓迎会の様子
(大正6年(1917)5月25日撮影、大隈重信記念館所蔵資料(複製)に加筆)

子が当時の佐賀新聞に紹介されている。

さらに大正9年(1920)には彌太郎が九年庵の改造を行っており、この際に、既に芸術家最高の名誉である帝室技芸員に任命されていた富岡鉄斎の書による「九年庵」の扁額が掲げられた茶室が建築された。この新築祝いに多くの著名人が招かれ、その中には後に九年庵の所有者となる倉田泰蔵もいたと伝わる。九年庵という庭園の名称は通称であり、大正9年(1920)に主屋の北西側に建てられた茶室の名称に由来する。



図2-1-31 茶室に掲げられていた「九年庵」の扁額(大正8年(1919))

昭和初期になると、佐賀県や福岡県の不動産業者の間で転売されるようになり、この頃に庭園内の灯籠や松、杉なども売却されたという。この中、『ふるさと雑記帳』(佐賀新聞出版)の著者として知られる手塚辰夫は、茶室「九年庵」の売却を防ぐために昭和30年(1955)頃に解体・保存の上、その部材を保管したと伝えられる。

3) 倉田氏による九年庵の整備

保存が危ぶまれていた九年庵を入手し、再整備を行ったのが倉田泰蔵(明治20年(1888)～昭和53年(1978))である。

倉田泰蔵は、大正7年(1918)に「つちやたび合同会社」(後の「月星ゴム株式会社」)の社長に就任し、地場産業の振興に尽力した実業家で、昭和34年(1959)に久留米市名誉市民、昭和39年(1964)に勲四等瑞宝章を受けている。

泰蔵は、昭和35年(1960)2月に九年庵の土地建物を入手後、歴史的な庭園の発掘と整備に尽力し、日本庭園史学の基礎を築いた人物として知られる森^{おさむ}蘊博士(奈良国立文化財研究所建造物室長)と京都の植清徳村造園(徳村五三郎)の監修のもと、庭園造作や建物改修を行い、昭和37年(1962)5月に竣工している。奈良文化財研究所には当時の写真や図面等が残されており、主屋の増改築をはじめ、滝や池周りの修理、飛石の撤去や付け替え、石造物の据え付けなどが行われたことが窺える。当時の月星ゴム株式会社は全国的にも有数の大企業となり、泰蔵が九年庵を購入した当時は絶頂期で、この好調とも重なり改修後の九年庵では料理人を雇い、多くの商談が行われていたと伝わる。

現在、モミジの名所として広く親しまれている九年庵は、かつては松を主体とした庭園であった。

明確な時期は定かではないが、昭和30年代頃の虫害により大部分の松が枯損し伐採されて、現在のような景観へ変化したと考えられる。

その後、昭和52年(1977)には草葺屋根の総葺替えを行っている。



図2-1-32 倉田泰蔵
(発行：月星ゴム株式会社
発行年：昭和42年10月
書名：月星ゴム90年史
該当ページ：175 p)



図2-1-33 森蘊
(Copyright：橋本聖圓、
画像提供元：奈良文化財研究所)

4) 佐賀県による保存活用

昭和53年(1978)、泰蔵が死去すると、その子である倉田浩平が九年庵を相続したが、昭和55年(1980)に当時の神埼町から本県に対して、周囲の町有林とともに九年庵を生活環境保全林として整備してほしい

第2章 名勝九年庵の概要

いとの陳情があり、同年から昭和 57 年(1982)にかけて本県が土地等を取得し、建物は昭和 58 年(1983)に倉田氏から寄贈を受けている。

昭和 63 年(1988)には秋の一般公開として期間限定で来訪者の受け入れを始めた。この取組は盛況となり、平成 22 年(2010)からは春にも一般公開を開始し、現在まで年 2 回の公開を続けている。

また、平成 7 年(1995) 2 月 21 日には国の名勝に指定され、日常的な維持管理は仁比山神社の宮司の協力を得るほか、計画的に劣化箇所等の把握と補修に努め、今日まで良好に維持されている。



図 2 - 1 - 34 昭和 48 年(1973)の九年庵



図 2 - 1 - 35 令和 4 年(2022)現在の九年庵

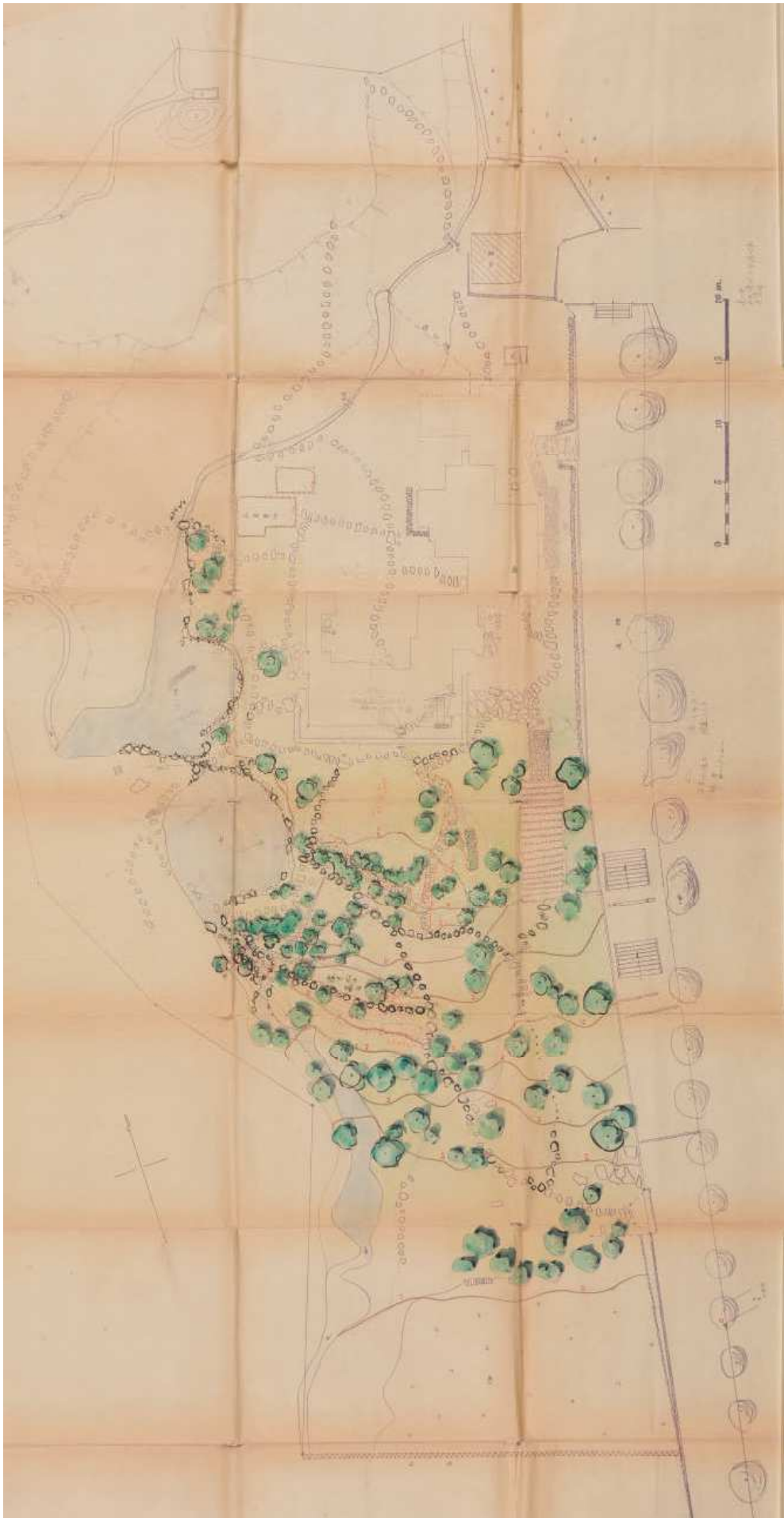


図2-1-36 森氏監修時(昭和35年(1960)6月(推定))の図面(奈良文化財研究所蔵)

第2章 名勝九年庵の概要

表2-1-1 九年庵に関する年表

年		内容	備考
明治 24	1891	仁比山護国寺不動院跡地を実業家伊丹文右衛門（栄銀行頭取）が取得	資料①
明治 25	1892	家屋建立（茶室と書院の様式を折衷した数寄屋造）	棟木墨書あり
明治 26	1893	伊丹彌太郎が相続	資料①
明治 33 ～	1900 ～	伊丹彌太郎が別荘として庭園等を9年間の歳月と巨額を投じて築造（～明治41年（1908））	資料①
大正 6	1917	大隈重信（79）の歓迎会が開かれる この頃、地蔵院が吉祥院跡に移転、地蔵院跡が九年庵の一部となる	佐賀新聞に記載あり
大正 9	1920	茶室「九年庵」の建築及び改築 倉田泰蔵（33）、新築祝いに呼ばれる	棟札あり、 資料①、資料④
昭和 8	1933	伊丹彌太郎 死去	資料②、資料③
昭和初期		不動産業者等の間で転売	資料①、資料③
昭和 30 頃	1955 頃	茶室解体（手塚辰夫による保存）	仁比山神社宮司への 聞き取り（平成28年 （2016）1月12日）
昭和 35	1960	倉田家が九年庵の土地建物を入手	資料①、資料③
昭和 37	1962	庭園の造作、家屋の一部新築（瓦屋根部分） ・森蘊 奈良国立文化財研究所監修 ・京都の庭師 徳村五三郎	棟札あり
昭和 52	1977	草葺屋根の全葺き替え	棟札あり
昭和 53	1978	倉田泰蔵死去（91） 倉田浩平が相続	資料①
昭和 55	1980	神埼町長から町有林も含めて保安林として指定・整備の陳情書受付 倉田氏代理人より売却申出（8/30） 保安林指定（12/24）	資料①
昭和 57	1982	3ヶ年で佐賀県が土地取得 山林 10,934 m ² 、山林 11,391 m ² 、宅地 5,198 m ² 、宅地 39 m ² （昭和 58/3/31 まで）	資料①
昭和 58	1983	建造物を佐賀県に寄贈	資料①
		庭園管理を（財）佐賀県緑化流通センターに委託	資料②
昭和 59	1984	管理人設置開始（仁比山神社宮司）	資料②
昭和 63	1988	秋の特別公開開始	資料①
平成 2	1990	『九年庵（仁比山生活環境保全林）の調査報告書』刊行	資料④
平成 7	1995	文化財保護法による国の名勝の指定（2/21）	資料①
平成 9	1997	神埼町観光協会が美化協力金 300 円 / 人を徴収開始	資料①
平成 22	2010	春の特別公開開始	神埼市、神埼市観光 協会資料

※参考資料：資料①「「九年庵」の取扱について（平成18年（2006））」、資料②「名勝「九年庵」の管理について」、資料③「九年庵庭園 土地所有権移転の推移」（すべて県資料）、資料④「九年庵（仁比山生活環境保全林）の調査報告書」

2. 名勝九年庵の概要

(1) これまでの調査成果

九年庵に関するこれまでの調査を整理する。

九年庵の評価に関して、現在把握されている最も古い記述は、倉田氏が所有していた頃の柳川俊二氏（元県教育庁文化財係長、神埼町文化財審議委員）による考察がある。

本格的な調査は、平成2年（1990）に佐藤正彦氏（当時、九州産業大学工学部建築学科教授）等の協力を得て、県が行った調査がある。刊行物としては、同調査の報告書と、平成7年（1995）に佐賀県が発行した『佐賀県文化財調査報告書第127集 佐賀県の近代和風建築』がある。

名勝指定後は指定地内の一部又は構成要素の一部などを対象に建物修理や庭園管理に伴って劣化状況等を調査してきた。

表2-2-1 これまでの主な調査

番号	報告書等の名称	調査年・発行年	調査者	調査協力機関・著者	調査概要
1	旧伊丹家邸宅「九年庵」とその庭園について（その1）（その2）	昭和35年（1960）～ 昭和53年（1978）頃	—	柳川俊二（元県教育庁文化財係長）	建物、庭園についての考察
2	九年庵（仁比山生活環境保全林）の調査報告書	平成2年（1990）	佐賀県	佐藤正彦（九州産業大学工学部建築学科教授）	建物調査、資料調査
3	佐賀県文化財調査報告書第127集 佐賀県の近代和風建築	平成7年（1995）	佐賀県	—	建物調査
4	保安林施設管理業務九年庵地区測量委託	平成14年（2002）	佐賀県森林整備課	（株）埋蔵文化財サポートシステム	池周りの測量
5	国指定名勝九年庵建造物現状調査等	平成20年（2008）～ 平成22年（2010）	佐賀県森林整備課	有限会社江島建築事務所	建物破損状況等の調査
6	九年庵保安林施設管理業務委託イロハモミジ調査（庭園管理）	平成27年（2015）	佐賀県森林整備課	未次造園	庭園イロハモミジ樹勢調査、土壌調査
7	九年庵保安林施設管理業務委託イロハモミジ調査（庭園管理）	令和2年（2020）	佐賀県森林整備課	牟田建設	庭園樹木診断、土壌調査

(2) 指定に至る経緯

九年庵は、佐賀の大実業家伊丹氏が、明治初年（1868）の神仏分離令で廃寺となった不動院と地藏院の敷地を明治24年（1891）に入手し、別邸として建物を建築し、明治33年（1900）から9年の歳月をかけて築庭したものと伝わる。

その後、昭和35年（1960）に久留米の実業家倉田泰蔵氏の所有となり、庭園造作と家屋の一部増築が行われた。昭和55年（1980）に当時の神埼町から本県に対して、周囲の町有林とともに倉田氏が所有している物件（宅地建物、山林）を生活環境保全林として整備してほしいとの陳情があり、本県で検討した結果、保安林として購入することが決定し、同年から昭和57年（1982）にかけて土地等を取得していった。また、建物については、昭和58年（1983）に倉田氏から寄贈を受けた。以降、現在に至るまで九年庵は建物、庭園の全体及び周囲の山林の一部は本県の所有となっている。

平成2年（1990）に『九年庵（仁比山生活環境保全林）の調査報告書』が刊行され、その庭園史上のみならず庭園を主体とした文化史上の価値が認められた結果、平成7年（1995）2月21日、文化財保護法第69条第1項に基づき、「九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園」の名称で国の名勝に指定された。

(3) 指定地の概要

文 化 財 種 別	名勝
文 化 財 名 称	九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園
所 在 地	佐賀県神埼市神埼町の字仁比山
地 域	1694 番のうち実測 4694.205 m ² 、1696 番
指 定 面 積	11,470 m ²
指 定 年 月 日	平成 5 年（1993）11 月 19 日（答申） 平成 7 年（1995）2 月 21 日（指定）
所 有 ・ 管 理	佐賀県（令和 3 年（2021）度に森林整備課から文化・スポーツ交流局文化課文化財保護室に移管、令和 4 年（2022）度に文化・観光局文化課に移管）
指 定 説 明	九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園は、石垣と石段で南北二段に区切られた旧寺院塔頭の敷地を利用し、上下段に書院、茶室、池庭、平庭を巧みに配している庭園で、庭園史上のみならず庭園を主体とした文化史上極めて価値が高いものである。
指 定 理 由	佐賀平野の東部に位置する神埼町の北端、脊振山にかかる谷間の小高い台地に、「仁比山神社」がある。元は天台宗「仁比山護国寺」である。明治初期の神仏分離令により寺院は廃され、神社境内は維持されたものの、寺院境内は荒廃の一途をたどった。 時期は明確ではないが、佐賀県の大実業家にして後に貴族院議員もつとめた伊丹彌太郎は、旧寺院の塔頭「不動院」跡を中心とする土地を購入し、明治 25 年、ここに別荘（書院）を建築した。続いて、同 33 年から 41 年にかけて、約 9 年を費やして庭園と茶室「九年庵」を築造した。 その後、久留米の人で、後の「月星ゴム」の創始者、倉田泰蔵の所有・管理するところとなったが、昭和 58 年以降、佐賀県の所有となり維持管理が行われている。 石垣と石段で南北二段に区切られた旧塔頭の敷地は約 6,700 平方メートルの広さをもち、北と西は山と急崖に囲まれ、東は神社参道に石垣および生垣を挟んで接している。南は筑後平野へ向かって広く開けている。 旧塔頭の敷地を見事に利用し、上下二段に書院、茶室、池庭、平庭を巧みに配している。上の段には、南北にやや雁行型の書院を設けている。一部に改変の跡があるが明治期の数寄屋建築として多くの特色を有している。書院の西側には南北に連なる二段の池庭を設けている。北池に近く茶室「九年庵」を設けたが、現在は扁額と材料は保存されているものの、基礎と井戸を残すのみである。 下の段には、上の段の池から落ちる水を、西の山裾の流れとし、全体に、低い庭石を配した「平庭」を設けている。中央に四阿を設けているが、現在は跡のみを残す。 このように、上下どちらの段でも静謐な庭の四季と典雅な茶事を楽しみ、眼下はるかな筑後平野と有明海の眺望をほしいままにできる。 庭園は、久留米が生んだ名作庭家、暫行寺住職・阿理成の手になるものであり、近年惜しくも消滅した熊本市の「東雲楼庭園」とともに彼の代表作である。久留米市を中心に残された彼の作庭からみて、奇を衒うことを極力排し、石、樹木、水の自然のよさを存分に発揮させるという作庭精神が十分にうかがわれる庭園である。 古い寺院の歴史の跡を継承し、明治時代の特色をもつ庭園と建築が共に保存されており、かつ周囲の自然環境・自然景観も一体となってよく維持されており、庭園史上のみならず庭園を主体とした文化史上きわめて価値が高い。

（月刊文化財 12 月号平成 5 年 No.363 より）

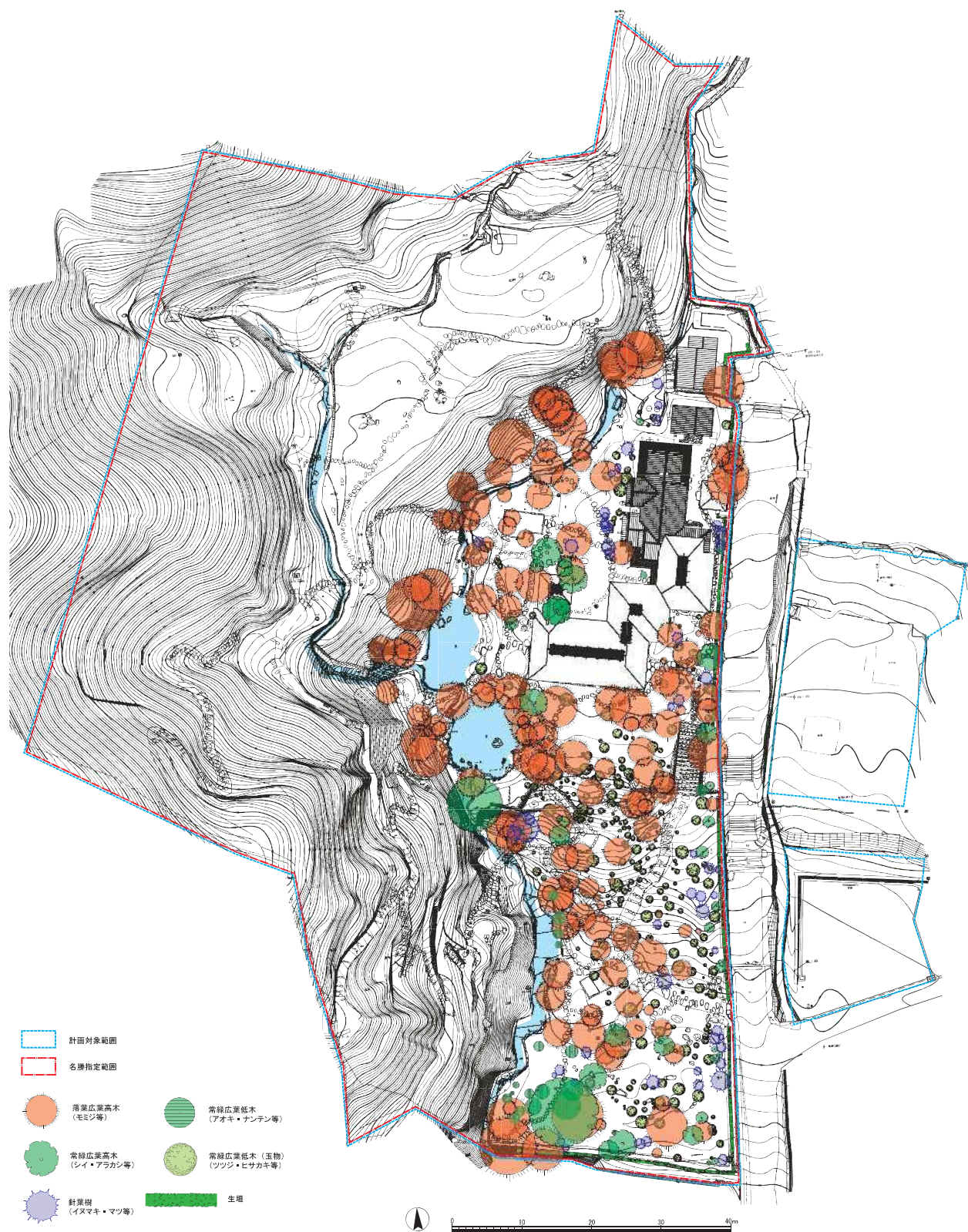


図2-2-1 現況

第3章 名勝九年庵の文化財としての価値

1. 名勝九年庵の価値の明示

(1) 本質的価値に係る事項の抽出

名勝指定時の評価に加え、前章で述べた九年庵の歴史や新たな調査成果等から、以下のとおり本質的価値に関する事項について抽出・整理した。

1) 近世寺院の敷地を生かした自然主義の庭園である

九年庵は、佐賀平野の東部に位置する神埼町の北端、脊振山谷合の丘陵裾野という地形を生かし、背後の山林と敷地の高低差を利用した庭園と建築が違和感なく自然に配置された立体的な回遊式庭園である。庭園は虫害を契機として松からモミジへと主体が変わっていき、現在の環境となったもので、春は苔類の明るさ、夏は眩しいまでの木々の緑と水系の清涼感、秋はモミジの紅葉と静けさ、冬は南方に広がる有明海と雲仙普賢岳を借景とした落ち着きを看取でき、日常の喧騒から離れ自然のゆとりを感じながら静謐な庭の四季と典雅な茶事を楽しむことができる。

九年庵の土地は、天平元年（729）に聖武天皇の勅願によって行基が草創したとされ、往時には三十六の坊が存在した天台宗・仁比山護国寺跡で、庭園の敷地は、江戸時代前期の築造と考えられる高さ3mを越える石垣を境に南北二段に区切られた古い寺院の敷地を継承するもので、上段部分が明治初期に廃寺となった塔頭不動院の跡地、下段部分が廃寺となった吉祥院跡地に移転して現存する地藏院の跡地に当たる。

九年庵は、佐賀の大実業家であった伊丹文右衛門（天保7年カ～明治26年）が明治24年（1891）に塔頭不動院跡地を入手し、明治25年5月に別荘を建築したことに始まる。続いて文右衛門の子である伊丹彌太郎（慶応2年～昭和8年）が明治33年（1900）から9年を費やして庭園を築造したものである。庭園は、東雲楼庭園（熊本市）も手掛けた名作庭家として知られ、久留米の誓行寺住職であった阿理成による数少ない作例として貴重である。阿はその作風を自ら「自然流」と称し、林間をわずかに切り開き、その中に茶室を建てる茶庭の趣を表現することを理想としており、九年庵においても既存の地形や樹木を存分に生かした自然主義の庭園として、奇を衒うことを極力排して石・樹木・水の自然の良さを充分に発揮させるという作庭精神が見事に実現されている。

南北二段に区切られた庭園では、主屋、門、茶室、池庭、平庭が調和しながら独自の風情を形成し、その北側と西側は雑木林の山林に囲まれ、東側は石垣と生垣に沿って仁比山神社の参道に接し、南側は筑後平野と有明海に向かって開けた豊かな眺望が広がる。また、周囲には自然豊かな仁比山神社の境内地をはじめ、参道沿いにある仁王門や伊東玄朴旧宅といった有形の文化財に加えて、仁比山神社の御田舞という無形の文化財が形成する文化的環境に周囲の山林や田園からなる自然景観が一体となった歴史的風致に富んだ環境にある。

2) 北部九州の発展に尽力した大実業家たちが磨き上げた近代庭園である

九年庵を築造した伊丹家は、佐賀藩主鍋島家の御用達を務めていた家柄で、近代には佐賀財閥御三家と呼ばれた佐賀の大実業家である。伊丹彌太郎は、実業家で地域のリーダー的存在であった父・文右衛門の跡を受けて明治20年代から金融業をはじめ鉄道事業や水産業、インフラ整備に尽力しており、庭園の南方眼下に広がる筑後平野にはその功績である九州鉄道佐賀支線（現九州旅客鉄道長崎本線）や大川若津港も目にすることができる。

伊丹氏が創業に尽力した広滝水力発電所の開業（明治41年）にあたっては、接待のために芸妓を集めて客人をもてなす祝賀会が豪華に開催され、大正6年（1917）5月には、佐賀へ帰郷した大隈重信を九年庵に招いて歓迎会を催すなど、別荘としてのみならず著名人や客人をもてなす社交の場として九年庵を利

用し、数々の商談もまとまったといわれる。

大正9年(1920)、彌太郎は地藏院の跡地となる下の段を入手し、九年庵の改造を行っている。大正7年に貴族院議員に選出されたことも契機となっただけでなく、客人を迎えるための空間が充実していったとみられ、九年庵庭園の名称の由来となった茶室「九年庵」もこの際に建築されたと考えられる。主屋の佛間にはすでに茶室の機能が備っていたが、主屋西側の平庭に独立した茶室を設けたことで、待合からの動線に背後の山林を取り込みつつ井戸や流れ手水などを備えた茶庭の空間が充実し、主屋から料理を配膳するなどして客人をもてなし、茶事を楽しんだ近代数寄者としての伊丹氏の志向の一面を窺い知ることができる。この改造後には新築祝いが開かれ、九年庵の後の所有者となる倉田泰蔵を含め、県内外の名士が多数招待されている。

倉田泰蔵(明治20年～昭和53年)は、大正7年(1918)に「つちやたび合名会社」の社長に就任し、後に月星ゴム株式会社を創始した久留米の実業家である。倉田氏は、昭和35年(1960)2月に九年庵を入手後、昭和37年5月にかけて庭園の造作と家屋の一部を新築する改修を行っている。

この改修にあたっては、当時、奈良国立文化財研究所建造物室長であった森蘊博士と京都の植清徳村造園(徳村五三郎)が監修を務めており、奈良文化財研究所には昭和35年頃の九年庵の様子を伝える写真をはじめ、庭園の植栽や飛石の配置など、改修前の主屋の状況を伝える図面等の資料が残され、伊丹氏から倉田氏へ受け継がれる九年庵の様相を窺い知ることができる。主屋の増改築では、茅葺部分からなる接客空間には手を加えずに主屋北側の接客に供する台所や風呂場等の近代化と拡充が図られ、庭園では視界の広がり意識して客間南側の飛石の配置を整えるなど、茶庭の空間に磨きをかける改修が行われ、山林の斜面遊歩道にはコンクリート製の擬木の手摺や腰掛を整備するなど、近代庭園として高低差や眺望を活かした回遊性のある土地利用も意識されている。これらは当時の月星ゴム株式会社の事業拡大の時期と呼応するものとして、多くの来訪者を迎えるための意図が窺われるものであり、実際に料理人を雇うなどして客人をもてなし、多数の商談が行われていたことも伝えられている。

3) 数寄屋造の建築が見事に調和している庭屋一如の庭園である

庭園の上の段に建つ主屋は、三棟の茅葺屋根から構成され、これらが周囲の景色を視覚的に取り込むよう雁行型に連なって庭園と山林の風景と見事に溶け込んでいる。土^ど庇^びを用いず量感ある入母屋^{いりもや}屋根を載せる客間は、客人をもてなすための主座敷で、南側と西側を大きく開放として庭を取り込むよう計画されており、特に表玄関から次の間、客間へと続く接客の空間は、主屋の中で最も力が注がれている部分であり、庭園と建築が一体のものとして融合する「庭屋一如^{ていおくいちによ}」の趣が見事に表現されている。

建築は数寄屋造の意匠からなり、客間と次の間には四方^{まさ}柱^{ひのき}の檜^{こぶし}の柱、面皮付の檜^{ひのき}の長押、桜や辛夷を自然のままに用いた垂木等、厳選された上質な材料が用いられ、内壁は大きな藁^{わら}藁^{すさ}を現す仕上げを施して「わび・さび」を表現し、天井は佐賀錦を模したという割竹の網代天井、建具は華奢な雪見障子の腰板部分を網代とするなど、造作や意匠にも配慮され洗練されている。また、表玄関の北側に位置する佛間は、付書院や三角の板床、円窓付の床脇を備える座敷であるが、天井や内法は低く抑えられ、掛^{かけ}込^{こみ}天井や蒲^{がま}蓆^{むしろ}天井を用いて畳には炉^{かまど}を切り、縁側には蹲^{つくばい}踞^{すい}や水琴窟^{すいきんくつ}を備えるなど茶室の設えを有しており、濡^ぬ縁^{れん}南端から南東側へ延びる斜壁が庭の景色を取り込む視界に配慮した意匠として特筆される。

外観は、外壁を黄土色の中塗仕上げとして腰壁には杉皮や割竹を張り、壁面には連子窓や下地窓を設け、濡縁は丸竹を用いて樽縁とし、深い軒を支える側柱には細い円柱を用いて建物全体に軽快さを与えるなど、建物を構成する外観の素材や色彩に統一された意匠的配慮が読み取れ、主屋南側に雁行する茅葺屋根とその北側の赤褐色の釉^{ゆう}葉^{やく}瓦^{がわら}とがよく調和して周囲の自然景観に見事に馴染んでいる。

主屋は、伊丹氏時代の大正9年(1920)と倉田氏時代の昭和37年(1962)に一部改変が行われているものの、建築当初の主体部には大きな変更が行われず良好に受け継がれており、近代数寄者によって築かれ、磨き上げられた県内でも類をみないほど充実した数寄屋建築として貴重である。

客間から飛石で続く主屋北西側には大正9年に建築され、昭和30年頃に解体された茶室「九年庵」跡があり、現在は待合跡を含む礎石と井戸、蹲踞が残され、富岡鉄斎の書による扁額や建築部材等は保管を行っている。また、主屋の東側上手、神社参道に接して建つ東門は、茅葺の寄棟屋根を載せる数寄屋造の良質の四脚門で、庭園の玄関口として参道沿いの歴史的風致の向上に大きな役割を果たしている。

庭園の下段には、上の段の池泉から落ちる水を西側の山裾の流れとして全体に低い庭石を配した平庭があり、中央部には四阿（東屋）を設けていたが、現在はその跡のみを残している。また、南東側の敷地境には、参道沿いに連なる石垣と生垣の途中に円柱の親柱の両側に袖垣をもつ一間一戸の屏中門が建ち、庭園への下手側の出入口として有用な装置となっている。

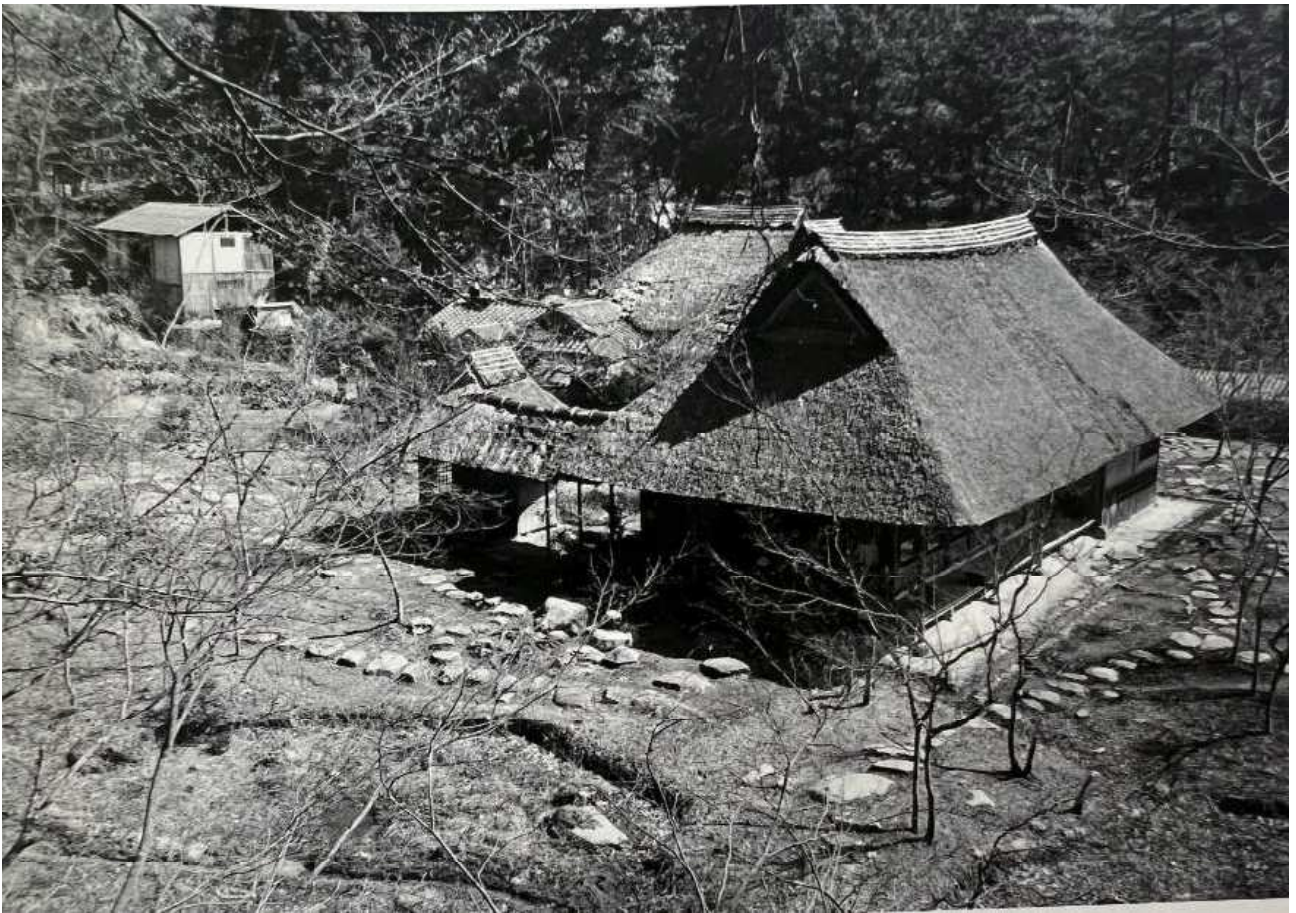


図3-1-1 かつての建物全景（昭和35年（1960）頃撮影、奈良文化財研究所所蔵）



図3-1-2 かつての客間、次の間前（昭和35年（1960）頃撮影、奈良文化財研究所所蔵）



図3-1-3 かつての佛間前（昭和35年（1960）頃、奈良文化財研究所所蔵）



図3-1-4 かつての石階段（昭和35年（1960）頃、奈良文化財研究所所蔵）

2. 構成要素の分類の考え方

九年庵の本質的価値を適切に保存活用するため、諸要素を本質的価値との関係性に応じて以下の5つに分類する。

A 本質的価値を構成する要素

指定地内にあって、本質的価値の維持に欠くことのできない要素



井筒



主屋 客間棟

B Aと密接に関わる要素

指定地内にあって、本質的価値の維持に密接に関わる要素



屏中門



貯水タンク

C A、Bを支える要素

指定地内にあって、本質的価値の維持に影響を及ぼさない要素



侵入防止柵



看板

D 本質的価値に密接に関わる 周辺の要素

指定地外にあって、本質的価値の維持を支援する要素



池



仁比山神社鳥居

E その他の周辺の要素

指定地外にあって、上記以外の要素



東屋



便所

3. 地区区分

九年庵の成り立ち、地割、土地の利用形態、機能性を踏まえ、以下の7つの地区区分を設定する。

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| ア) 山林地区 | …庭園の北及び西側に位置する斜面地 |
| イ) 主屋・主屋南地区 | …主屋南側に位置する平庭 |
| ウ) 茶室跡・主屋西地区 | …主屋の西側に位置し、茶室跡や待合跡が残る平庭 |
| エ) 池周り地区 | …主屋の西側から南側にかけて展開する池庭 |
| オ) 水路周り地区 | …池からつながる石階段下の水路とその周囲の平庭 |
| カ) 石階段下地区 | …石階段と石垣の下側に広がる平庭 |
| キ) 主屋北地区 | …主屋の東及び北側に位置し、東門、ボイラー室、物置がある平地 |

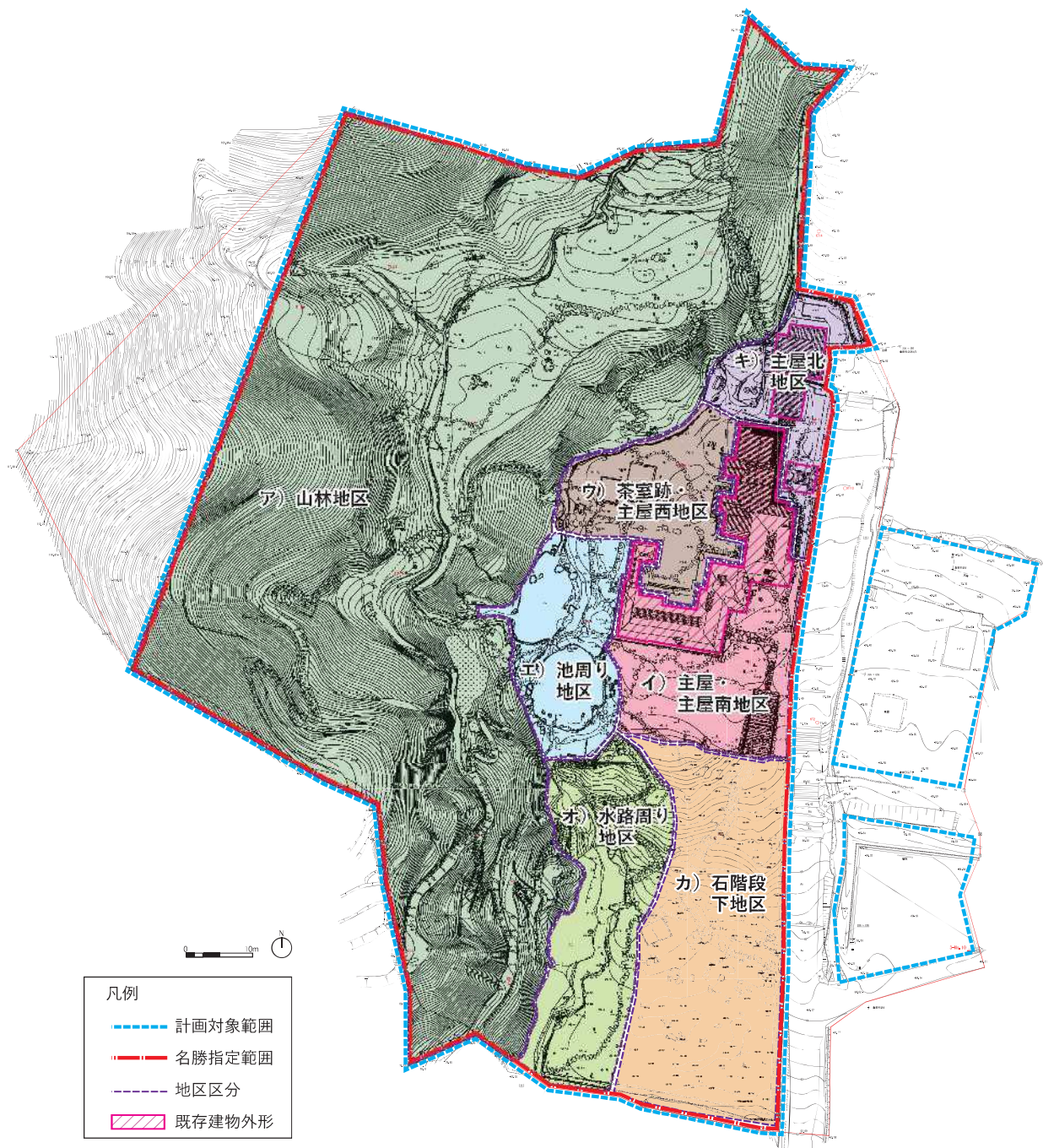


図3-3-1 地区区分

4. 構成要素の抽出

(1) 構成要素の抽出

本章「1. 九年庵の価値の明示」において示した本質的価値を踏まえ、山林、庭園、建物、周辺の4つのエリアを九年庵成立以前（～明治24年（1891））、伊丹氏時代（明治25年（1892）～昭和初期）、空白期間（昭和初期～昭和34年（1959））、倉田氏時代（昭和35年（1960）～昭和56年（1981））、佐賀県管理時代（昭和57年（1982）～現在）といった時代別に見ることで、九年庵を構成する要素を下図の通り抽出、整理した。整理にあたり参照した資料の詳細は資料編に掲載している。

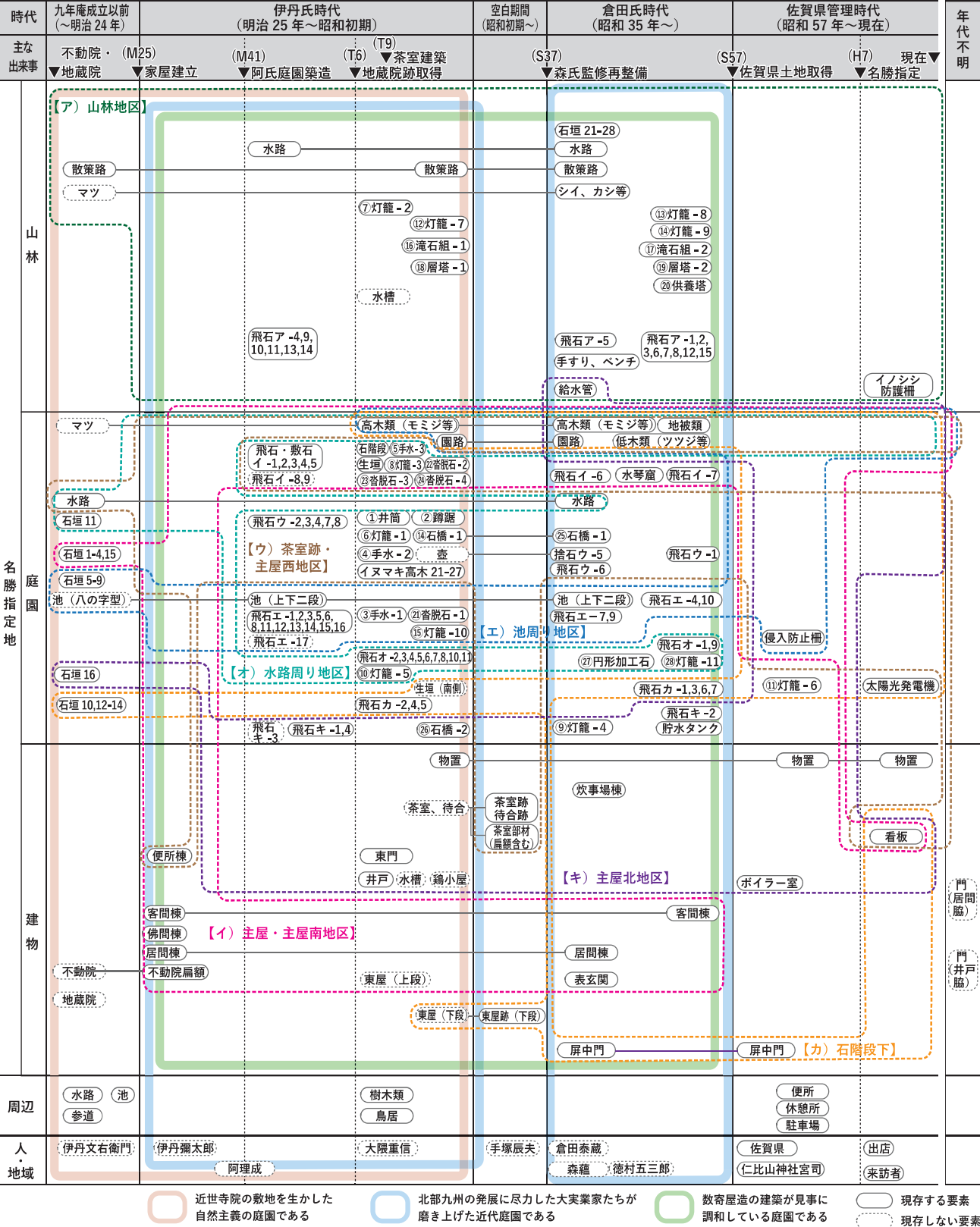


図3-4-1 構成要素の抽出

(2) 構成要素の特定

構成要素の分類の考え方にに基づき、前項で抽出した構成要素を下表の通り整理する。

なお、下表では現存する要素のみを特定している。撤去された飛石、門（井戸脇、居間脇）、水琴窟、外風呂などの現存しない要素については今後の調査により痕跡等が見つかった場合、追加特定を検討する。

表3-4-1 指定地内の構成要素の整理

要素の分類				地区区分							
				山林	庭園・建物						
				ア) 山林地区	イ) 主屋・主屋南地区	ウ) 茶室跡・主屋西地区	エ) 池周り地区	オ) 水路周り地区	カ) 石階段下地区	キ) 主屋北地区	
指定地内の要素	A	本質的価値を構成する要素	地形・地割	石垣	石垣、石階段、平庭、前庭	露地	石垣、池庭	斜面地	石垣、平庭、斜面地	石垣	
			石組、景石、敷石、石造物	飛石 1~15、灯籠、滝石組、層塔、供養塔	飛石・敷石 1~7、手水、灯籠、沓脱石、水琴窟	飛石・捨石 1~6、井筒、蹲踞、灯籠、手水、流れ手水	飛石 1~16、手水、沓脱石、灯籠、滝石組、池泉式護岸石組、景石	飛石 1~11、灯籠、円形加工石、滝石組	飛石 1~7、灯籠、景石	飛石 1~4、灯籠	
			水系	水路	—	水路	池（上池、下池）、滝	水路、滝	—	水路	
			植栽	シイ、カシ等	高木類（モミジ等）、低木類（ツツジ等）、地被類（コケ等）	高木類（モミジ等）、イヌマキ、低木類（ツツジ等）、地被類（コケ等）	高木類（モミジ等）、低木類（ツツジ等）、地被類（コケ等）	高木類（モミジ等）、低木類（ツツジ等）地被類（コケ等）	高木類（モミジ等）、低木類（ツツジ等）、地被類（コケ等）	高木類（モミジ等）、低木類（ツツジ等）、地被類（コケ等）	
			構造物	手すり、ベンチ	—	石橋	—	—	—	—	石橋、井戸
			建造物	—	客間棟、佛間棟、居間棟、表玄関	茶室跡、待合跡、茶室部材（扁額を含む）	—	—	—	東屋跡	炊事場棟、物置、東門、
			その他	散策路	園路	園路	園路	園路	園路	園路	園路
	B	Aと密接に関わる要素	建造物	—	—	—	—	—	—	屏中門	ボイラー室
			設置物	給水管	不動院扁額（詳細調査中）	—	—	—	—	—	給水管、貯水タンク
	C	A、Bを支える要素	設置物	イノシシ防護柵	侵入防止柵、看板	侵入防止柵、看板	侵入防止柵、看板	侵入防止柵	侵入防止柵、太陽光発電機、看板	侵入防止柵、看板、	

表3-4-2 指定地外の構成要素の整理

要素の分類				周辺	
指定地外の要素	D	本質的価値に密接に関わる周辺の要素	水系	池、水路	
			植栽	高木類、低木類、草本類、地被類	
			その他	参道、鳥居	
	E	その他の周辺の要素	建造物	便所、休憩所	
			その他	駐車場	



図3-4-2 A 石垣 【ア）山林地区】



図3-4-3 A 灯籠 【ア）山林地区】



図3-4-4 A 散策路・手すり 【ア）山林地区】



図3-4-5 A ベンチ 【ア）山林地区】



図3-4-6A 石垣、石階段 【イ）主屋・主屋南地区】



図3-4-7A 飛石・敷石 【イ）主屋・主屋南地区】



図3-4-8 A 客間棟 【イ）主屋・主屋南地区】



図3-4-9 A 表玄関 【イ）主屋・主屋南地区】



図3-4-10 A 蹲踞 【ウ）茶室跡・主屋西地区】



図3-4-11 A 井筒 【ウ）茶室跡・主屋西地区】



図3-4-12 A 茶室跡・待合跡
【ウ）茶室跡・主屋西地区】



図3-4-13 A 流れ手水
【ウ）茶室跡・主屋西地区】



図3-4-14 A 池 【エ）池周り地区】



図3-4-15 A 手水 【エ）池周り地区】



図3-4-16 A 沓脱石 【エ）池周り地区】



図3-4-17 C 侵入防止柵、看板
【エ）池周り地区】



図3-4-18 A 水路 【オ）水路周り地区】



図3-4-19 A 円形加工石 【オ）水路周り地区】



図3-4-20 A 灯籠 【オ）水路周り地区】



図3-4-21 A 飛石、高木類、低木類
【オ）水路周り地区】



図3-4-22 A 飛石 【カ）石階段下地区】



図3-4-23 A 高木類、低木類
【カ）石階段下地区】



図3-4-24 A 東屋跡 【カ）石階段下地区】



図3-4-25 B 屏中門 【カ）石階段下地区】



図3-4-26 A 水路 【キ）主屋北地区】



図3-4-27 A 物置 【キ）主屋北地区】



図3-4-28 A 東門 【キ）主屋北地区】



図3-4-29 B ボイラー室 【キ）主屋北地区】



図3-4-30 D 池 【周辺】



図3-4-31 D 鳥居 【周辺】



図3-4-32 D 高木類 【周辺】



図3-4-33 E 休憩所 【周辺】

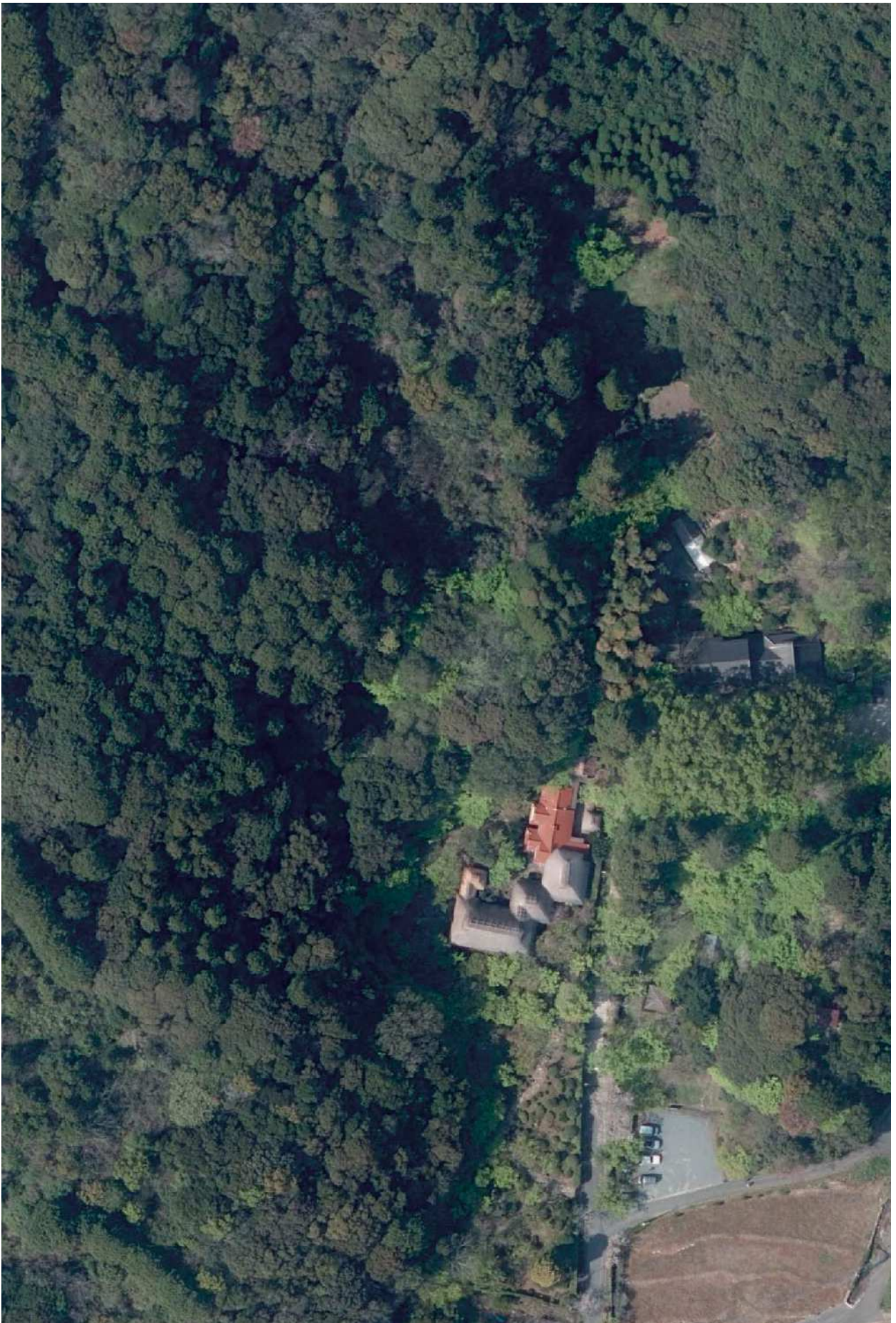


図3-4-34 空撮（令和4年（2022）撮影）

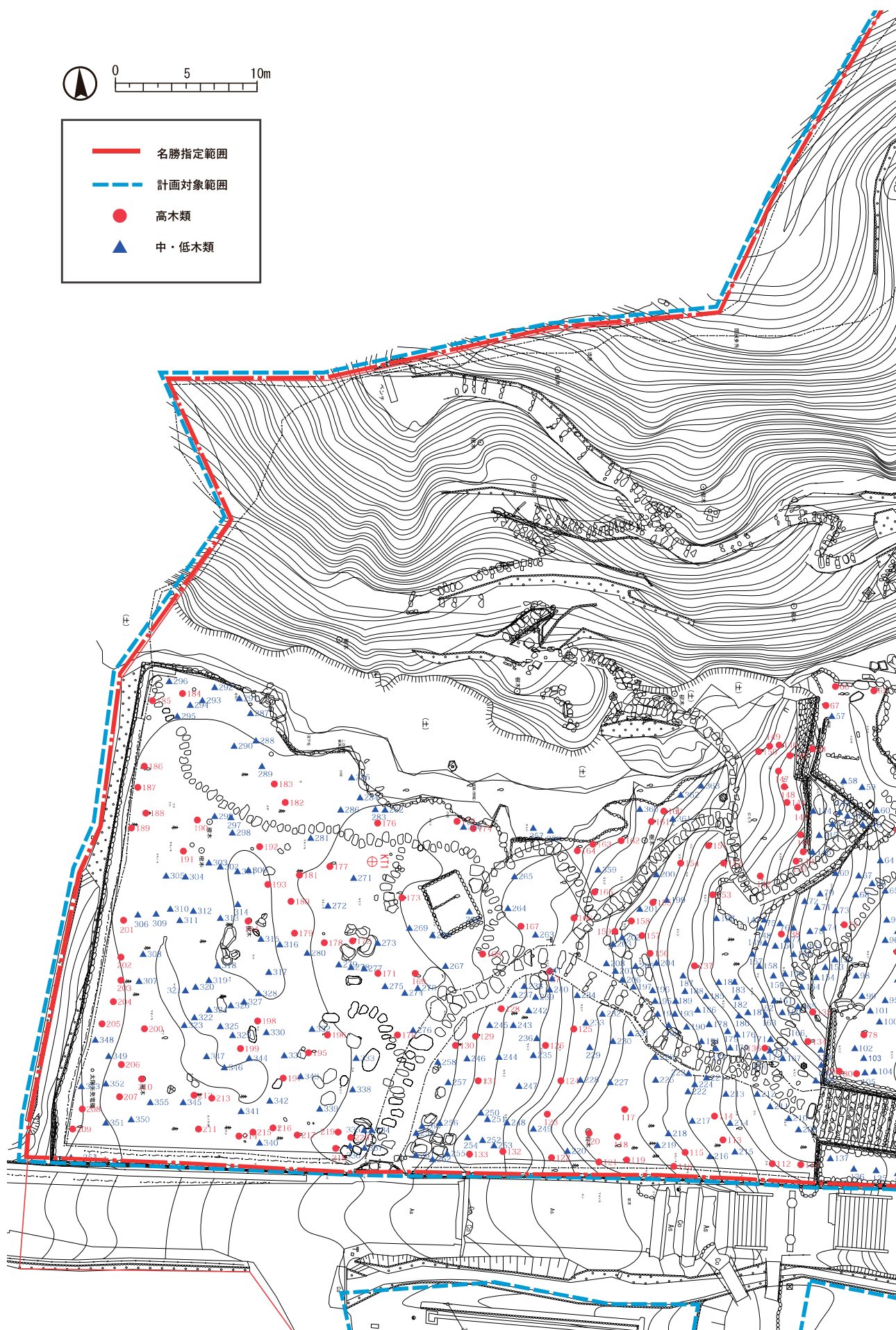
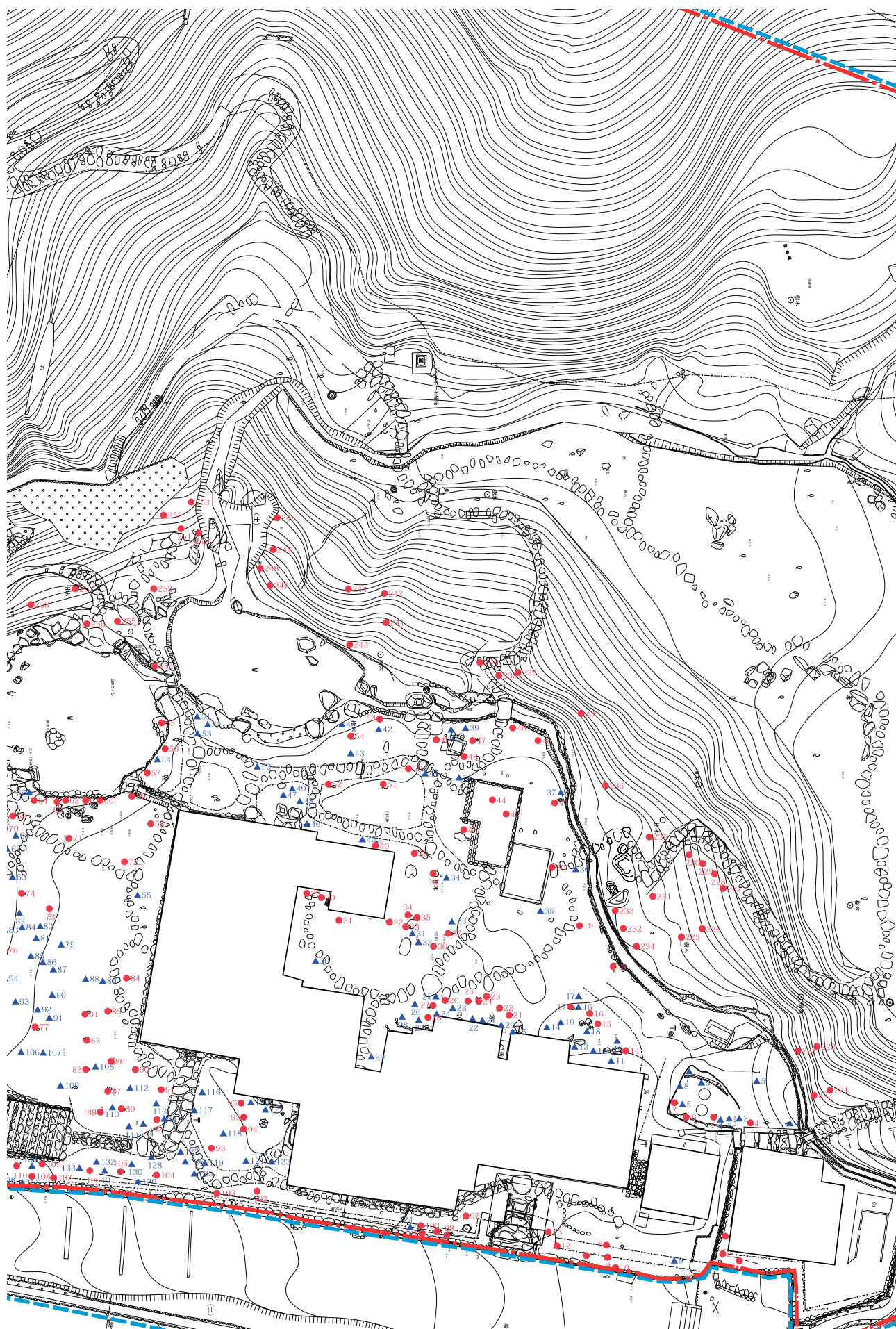


図3-4-35 樹木の位置（令和3年（2021）度調査、資料編2.（3）植生調査に対応）



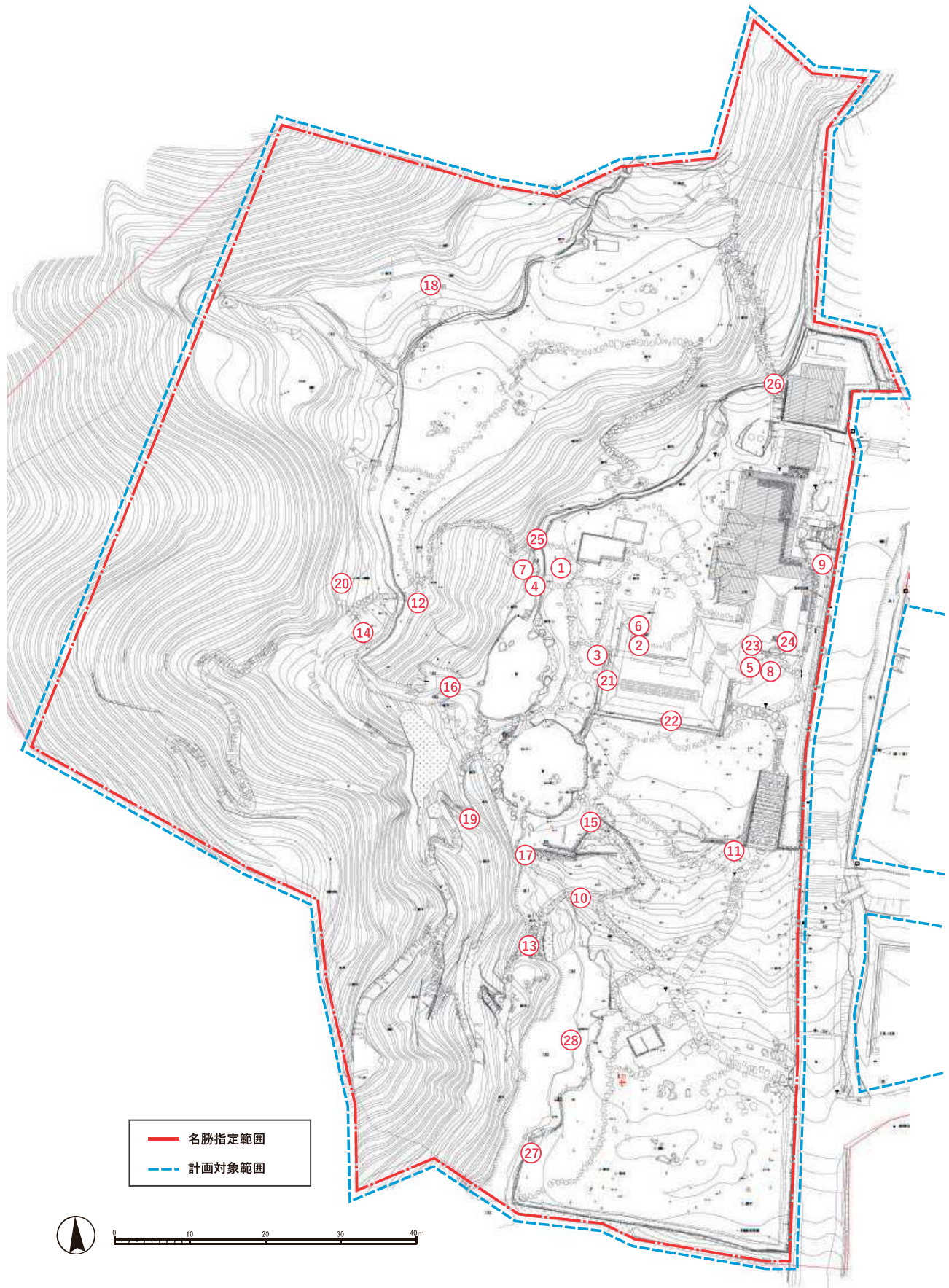


図3-4-36 石造物の位置（令和3年（2021）度調査、資料編2.（4）石造物調査に対応）

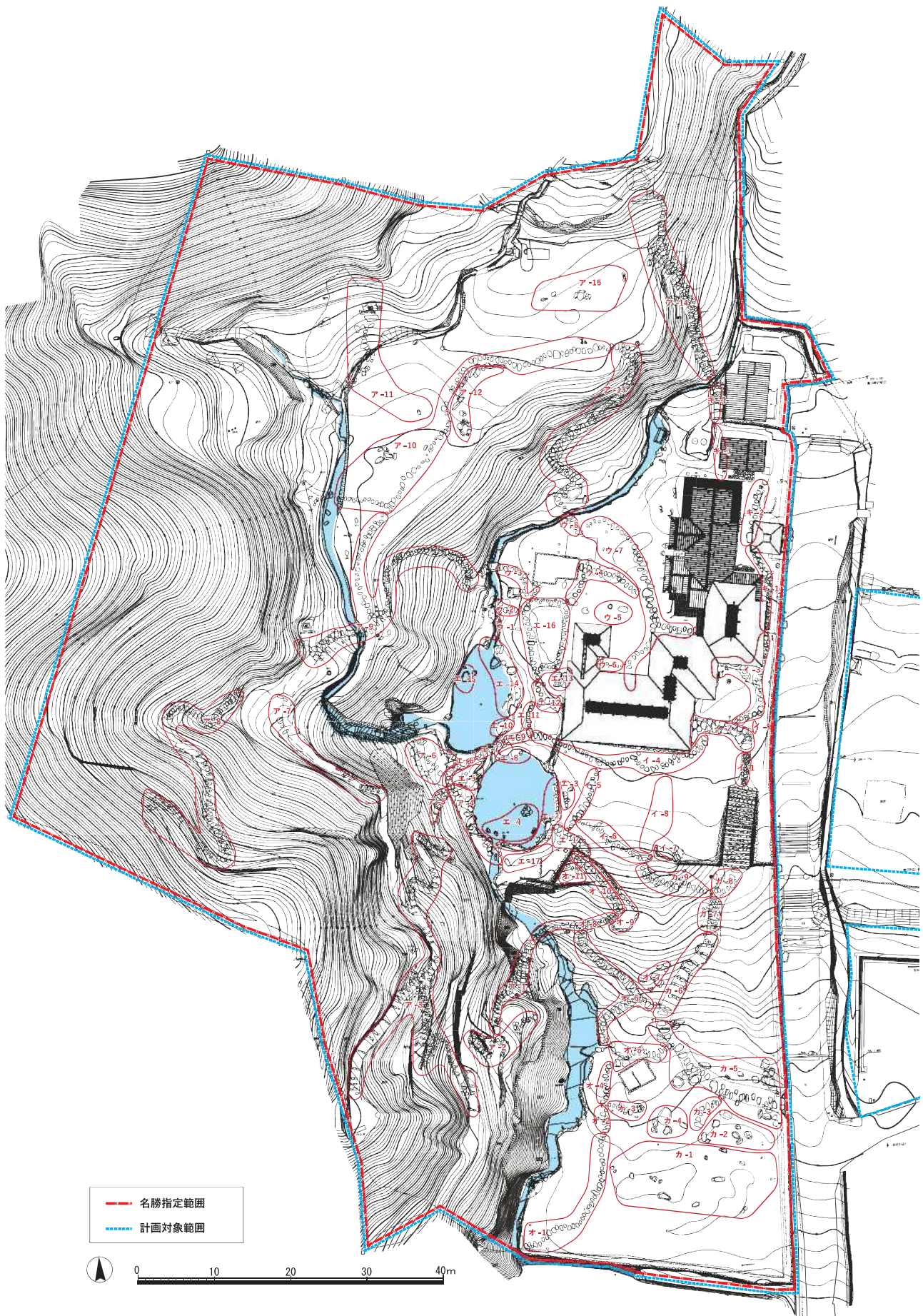


図3-4-37 飛石・敷石・石組の位置